

御所市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

奈良県 御所市

(令和5年7月一部改訂)

目次

1 基本的な事項	1
(1) 御所市の概況	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 過疎の状況	2
ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性等の概要	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
ア 人口の推移と動向	3
イ 産業の推移と動向	6
(3) 行財政の状況	8
ア 行財政の状況	8
イ 施設整備水準等の現況と動向	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	12
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	14
(3) 計画	15
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	15
3 産業の振興	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	18
(3) 計画	21
(4) 産業振興促進事項	23
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
4 地域における情報化	25
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	25
(3) 計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27

5	交通施設の整備、交通手段の確保	28
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	28
(3)	計画	30
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	32
6	生活環境の整備	34
(1)	現況と問題点	34
(2)	その対策	37
(3)	計画	40
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	44
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	46
(1)	現況と問題点	46
(2)	その対策	47
(3)	計画	50
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	54
8	医療の確保	56
(1)	現況と問題点	56
(2)	その対策	56
(3)	計画	57
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	57
9	教育の振興	58
(1)	現況と問題点	58
(2)	その対策	59
(3)	計画	61
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	63
10	集落の整備	65
(1)	現況と問題点	65
(2)	その対策	65
(3)	計画	66
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	66
11	地域文化の振興等	67
(1)	現況と問題点	67
(2)	その対策	67
(3)	計画	69
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	69

12 再生可能エネルギーの利用の推進	71
(1) 現況と問題点	71
(2) その対策	71
(3) 計画	73
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	73
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	74
(1) 現況と問題点	74
(2) その対策	75
(3) 計画	77
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	77
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	79

1 基本的な事項

(1) 御所市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

《自然的概要》

本市は、奈良県の大和平野の西南部に位置し、西部に金剛山・葛城山が峰を連ね、東南部の丘陵地から平地の広がる緑豊かな自然に囲まれた田園都市であります。本市の北部は葛城市・大和高田市、北東部は橿原市、東部は高取町・大淀町、南部は五條市、西部は大阪府千早赤阪村に接しています。

《歴史的概要》

明治22年（1889年）の市町村制施行以降、南葛城郡の御所町・大正村・秋津村・掖上村・葛城村・吐田郷村・葛村と北葛城郡の忍海村の一部が合併を重ね、昭和33年（1958年）3月31日に御所町・葛村・葛上村・大正村が合併し御所市が発足しました。

《社会的概要》

本市から、県庁所在都市の奈良市へは北北東に約25km、大阪市中心部には北西に約30kmの位置にあります。鉄道ではJR和歌山線や近畿日本鉄道御所線・吉野線で、道路では国道24号・国道165号などによって、奈良市、大阪市のいずれも1時間圏内の時間距離にあり、大都市近郊に立地しているといえます。さらに関西国際空港へは、南阪奈道路や国道309号での水越トンネル経由など、多様なアクセスがあり利便性が高い位置にあります。また、京奈和自動車道が開通し、南阪奈道路、西名阪自動車道、阪和自動車道との交通アクセスにより、近畿一円への自動車交通の利便性が高まっています。

《経済的概要》

農業は稲作を中心としながら、近年では柿、しいたけ、山の芋などの地域特産物の栽培や、施設園芸、酪農なども行われており、都市近郊型の農業として期待が高まる中、農産物のブランド化や6次産業化などの取り組みも進められています。製造業では、古くからヘップサンダル、製薬、繊維、酒造などの地場産業が栄えてきました。しかし、近年は産業構造の変化や長引く不況などの影響を受け、低迷傾向の産業もあります。一方、市南部に位置する御所工業団地には製造・流通などの工場が立地しており、また、御所ICに隣接する地域では県・市協働で産業集積地の整備を進めています。小売商業では、近鉄・JR御所駅周辺に小売商店街が形成され、かつては市民の台所となっていました。近年では大型量販店等の進出や車社会の影響もあり、シャッターを下ろした商店も多く、活性化に向けた取り組み等が進められています。また、大都市近郊にありながら自然が豊かなことも特徴の一つです。特につつじの名所として多くの観光客を集めている葛城山をはじめとする自然、「葛城の道」「巨勢の道」「秋津洲の道」等の歴史探訪ルート、役行者ゆかりの事跡などにも恵まれ、観光・レクリエーションの地として多くの資源を持っています。

イ 過疎の状況

本市の人口は、昭和55年以降、一貫して右肩下がりに減少しており、令和3年3月末の人口は、24,901人となり、ピーク時と比較すると67%の水準となっています。

その要因としては、地場産業の低迷、若年層の都市部への流出、少子化などが挙げられます。

特に、平成8年以降、転出者数が転入者数を上回る社会減と死亡者数が出生者数を上回る自然減がともに継続しており、今後も人口減少が続くことが見込まれています。さらに、15～64歳の生産年齢人口の推移は、総人口と同様の傾向を示しており、今後も減少が続くことが見込まれ、2045年には、生産年齢人口の少なさが顕著になり、超高齢化へ完全に移行すると予測されています。人口減少は、消費市場の縮小や労働力の不足など、需給両面において地域の活力を衰退させる大きな要因になることから、地域の活力を維持するために従来の産業振興・交通通信体制・生活環境整備・保健や福祉の向上及び増進・医療の確保・教育及び地域文化の振興などに加え、今後は移住定住対策にも取り組み、住民と行政が協働で地域の持続的発展につながる各種事業を展開していくことが求められています。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性等の概要

本市の産業別就業人口比率を平成17年と平成27年で比較してみると、第1次産業就業人口比率は5.4%から5.0%へ、第2次産業就業人口比率は32.1%から28.0%へ、第3次産業就業人口比率は60.8%から63.8%へと変化しています。

平成27年における本県の数値と比較すると、第1次産業就業人口比率は県が2.6%に対して、本市は5.0%となっており、農業に従事する人の割合が高くなっています。第2次産業就業人口比率についても県が22.6%に対して本市は28.0%と比率が高くなっており、一方、第3次産業就業人口比率は県が71.6%に対して本市は63.8%と低くなっています。

第1次産業の就業人口比率が引き続き低下しており、これは就業構造の変化と後継者不足等によるものであり、高齢者が増加する中で、就業者数の減少とともに、この傾向は今後も続くものと考えられます。第2次産業人口は微減傾向にありますが、京奈和自動車道の御所インターチェンジ周辺に県・市協働による産業集積地の整備を図り、比較的大規模な製造業・物流業の立地を促進し、中南和地域の雇用拡大と地域経済の活性化を図ることを目的に事業を推進して参ります。第3次産業人口は、就業人口の6割強を占め、社会の高度化、価値観の多様化による新たなサービス需要が求められる時代に対応し、今後もその割合は増加していくものと思われま

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

昭和50年の国勢調査で37,554人あった本市の人口は、年々減少を続け、少子化や進学、就職等による若年層の流出などにより、平成27年国勢調査では、26,868人となり、昭和50年との比較では、10,686人の減少（28.5%減）となっています。

平成22年から令和2年の人口動態は、自然動態では、平成22年△259人、平成23年△232人、平成24年△279人、平成25年△306人、平成26年△345人、平成27年△296人、平成28年△309人、平成29年△227人、平成30年△328人、令和元年△322人、令和2年△351人、社会動態では、平成22年△238人、平成23年△294人、平成24年△330人、平成25年△242人、平成26年△379人、平成27年△193人、平成28年△180人、平成29年△163人、平成30年△226人、令和元年△132人、令和2年△96人と全ての年において減少しています。なお、国立社会保障・人口問題研究所が公表した令和27年（2045年）の将来推計人口は、13,830人と厳しい未来が予測されています。

また、年齢3区分別の将来の人口動向をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は一貫して減少し、令和27年（2045年）にはともに平成27年（2015年）の4割以下まで減少すると予測されています。一方、老年人口（65歳以上）は令和2年（2020年）をピークに減少に転じ、令和27年（2045年）には7,417人、構成比は53.6%と予測されています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 35,549		人 35,788	% 0.7	人 35,987	% 0.6	人 37,554	% 4.4	人 37,387	% △0.4
0歳～14歳	9,672		8,223	△15.0	7,764	△5.6	8,326	7.2	7,918	△4.9
15歳～64歳	23,470		24,826	5.8	24,959	0.5	25,395	1.7	24,851	△2.1
うち15歳～ 29歳(a)	9,851		10,171	3.2	9,571	△5.9	8,683	△9.3	7,454	△14.2
65歳以上(b)	2,407		2,739	13.8	3,264	19.2	3,833	17.4	4,604	20.1
(a)／総数 若年者比率	% 27.7		% 28.4	—	% 26.6	—	% 23.1	—	% 19.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 6.8		% 7.7	—	% 9.1	—	% 10.2	—	% 12.3	—
年齢不詳	—		—	—	—	—	—	—	14	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 36,693	% △1.9	人 36,644	% △0.1	人 36,119	% △1.4	人 34,676	% △4.0	人 32,273	% △6.9
0歳～14歳	6,981	△11.8	5,939	△14.9	5,248	△11.6	4,575	△12.8	3,718	△18.7
15歳～64歳	24,552	△1.2	24,771	0.9	24,120	△2.6	22,218	△7.9	19,866	△10.6
うち15歳～ 29歳(a)	6,966	△6.5	7,109	2.1	6,956	△2.2	6,126	△11.9	5,008	△18.3
65歳以上(b)	5,112	11.0	5,921	15.8	6,742	13.9	7,690	14.1	8,689	13.0
(a)／総数 若年者比率	% 19.0	—	% 19.4	—	% 19.3	—	% 17.7	—	% 15.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 13.9	—	% 16.2	—	% 18.7	—	% 22.2	—	% 26.9	—
年齢不詳	48	—	13	—	9	—	193	—	—	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 30,287	% △6.2	人 26,868	% △11.3
0歳～14歳	2,999	△19.3	2,337	△22.1
15歳～64歳	17,695	△10.9	14,471	△18.2
うち15歳～ 29歳(a)	4,286	△14.4	3,444	△19.6
65歳以上(b)	9,593	10.4	9,976	4.0
(a)／総数 若年者比率	% 14.2	—	% 12.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 31.7	—	% 37.1	—
年齢不詳	—	—	84	—

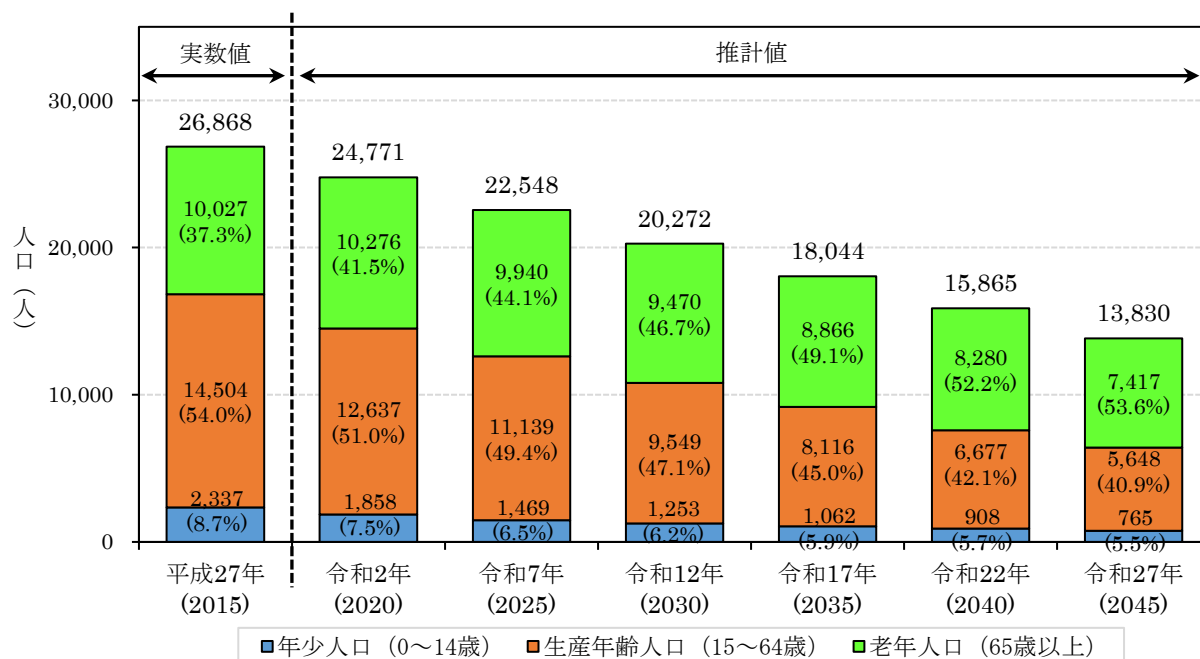
表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 35,151	—	人 32,916	—	% △6.4	人 30,526	—	% △7.3
男	16,865	% 48.0	15,644	% 47.5	△7.2	14,436	% 47.3	△7.7
女	18,286	% 52.0	17,272	% 52.5	△5.5	16,090	% 52.7	△6.8

区 分	平成27年3月31日			令和3年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 27,593	—	% △9.6	人 24,542	—	% △11.1	
男 (外国人住民除く)	13,018	% 47.2	△9.8	11,529	% 47.0	△11.4	
女 (外国人住民除く)	14,575	% 52.8	△9.4	13,013	% 53.0	△10.7	
参 考	男 (外国人住民)	65	% 0.2	—	146	% 0.6	124.6
	女 (外国人住民)	146	% 0.5	—	213	% 0.9	45.9

表 1-1 (3) 人口の見通し

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年3月)



イ 産業の推移と動向

表1-1(4) 産業別人口の動向を見ると、人口の推移と同様に全体的な就業人口も減少しています。

産業別人口は、昭和35年の国勢調査で第1次産業が28.1%となっていたものが、農業における輸入農産物との競合による価格低迷の影響等により、平成27年の国勢調査では5.0%と大きく割合が低下しています。これまで、本市の城山台エリアに御所工業団地を整備し、企業誘致を進めてきましたが、本市の基幹産業である製造業の事業所数推移では、ピーク時の4割水準まで減少しており、これに伴い従業者数も減少してきています。

人口の減少は、消費市場の縮小や労働力不足など、需給両面を衰退させる大きな要因となることから、地域の活力を維持するために、人口流出に歯止めをかけ、定住を促していくことが求められています。

表1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 15,467		人 17,116	% 10.7	人 17,608	% 2.9	人 16,475	% △6.4	人 16,508	% 0.2
第一次産業 就業人口比率	% 28.1		% 24.5	—	% 20.6	—	% 13.5	—	% 10.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 35.1		% 39.7	—	% 40.8	—	% 41.3	—	% 41.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 36.8		% 35.7	—	% 38.5	—	% 44.8	—	% 47.6	—
分類不能の 産業	% 0.0		% 0.1	—	% 0.1	—	% 0.4	—	% 0.3	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 15,946	% △3.4	人 16,043	% 0.6	人 16,340	% 1.9	人 14,809	% △9.4	人 13,729	% △7.3
第一次産業 就業人口比率	% 8.8	—	% 6.6	—	% 5.7	—	% 5.4	—	% 5.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 40.9	—	% 40.4	—	% 38.3	—	% 35.6	—	% 32.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 49.8	—	% 52.4	—	% 54.9	—	% 57.3	—	% 60.8	—
分類不能の 産業	% 0.5	—	% 0.6	—	% 1.1	—	% 1.7	—	% 1.7	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,593	% △15.6	人 11,004	% △5.1
第一次産業 就業人口比率	% 4.6	—	% 5.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 29.6	—	% 28.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 64.7	—	% 63.8	—
分類不能の 産業	% 1.1	—	% 3.2	—

(3) 行財政の状況

ア 行財政の状況

本市は、地理的・社会的要因等により慢性的に赤字財政の運営を余儀無くされていたところがあります。特に、昭和 50 年代半ばから本格的に開始した小集落地区改良事業並びに平成以降において旧クリーンセンターや保健センター（いきいきライフセンター）など市民生活に欠くことのできない施設の建設財源に多額の地方債を発行した結果、平成 14 年度をピークに公債費が著しく増加し、平成 20 年度決算において実質赤字比率及び実質公債費比率が早期健全化基準を上回ったため早期健全化団体となりました。

その後、財政健全化計画を策定し、税の徴収強化や人件費の削減及び普通建設事業の抑制等に取り組み、平成 23 年度決算において黒字化を達成したところであります。しかしながら、平成 23 年度決算時に 95.3%であった経常収支比率は、人口減等に伴う税収減や、人件費、扶助費等の経常経費の増加により、令和元年度において 104.3%と非常に厳しい数値となっているところであります。また、今後は市内各施設の老朽化が進み、施設の維持補修経費等が大幅に増大すると見込まれています。

そのため、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、市が保有する公共施設に関する現状と課題を調査・分析し、公共施設等の計画的な保全や施設保有量の最適化（総量縮減）を図ることで、適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させる取組を進めています。

表1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	13,592,373	14,873,748	15,012,906
一 般 財 源	9,067,278	8,974,652	8,662,535
国 庫 支 出 金	2,142,641	2,342,526	1,972,631
県 支 出 金	891,488	677,863	730,542
地 方 債	583,000	1,206,400	2,262,616
うち過疎対策事業債	0	0	1,637,500
そ の 他	907,966	1,672,307	1,384,582
歳 出 総 額 B	13,639,866	13,699,120	14,799,358
義 務 的 経 費	7,413,801	7,092,967	6,595,221
投 資 的 経 費	890,488	1,010,263	2,726,925
うち普通建設事業	887,679	1,010,263	2,711,242
そ の 他	5,335,577	5,595,890	5,477,212
過 疎 対 策 事 業 費	0	0	2,001,701
歳入歳出差引額 C (A-B)	△47,493	1,174,628	213,548
翌年度へ繰越すべき財源 D	99,037	44,894	90,651
実質収支 C-D	△146,530	1,129,734	122,897
財 政 力 指 数	0.419	0.396	0.407
公 債 費 負 担 比 率	21.8	17.1	17.4
実 質 公 債 費 比 率	22.4	14.9	13.2
起 債 制 限 比 率	14.2	—	—
経 常 収 支 比 率	94.4	99.6	104.3
将 来 負 担 比 率	229.4	135.3	105.6
地 方 債 現 在 高	20,801,598	18,184,593	18,852,551

イ 施設整備水準等の現況と動向

水道普及率については、令和元年度末で**96.2%**と高い普及率を示していますが、未だ一部の地域で未普及地域が存在している状況です。

このため、「御所市水道ビジョン報告書」に基づき、計画的な未普及地域の解消と合わせ、安心して安全な水の提供を確保するため、施設の適切な維持修繕に努めていく必要があります。

また、合併処理浄化槽設置に要する費用の一部助成に伴い、水洗化率は上昇していますが、引き続き、設置促進に努めていく必要があります。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分		平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成27年度末	令和元年度末
市道	改良率 (%)	19.3	24.0	28.9	29.5	30.0
	舗装率 (%)	58.2	63.6	65.8	66.2	66.5
農道延長 (m)		0	0	0	0	0
耕地1ha当たり 農道延長 (m)		—	—	—	—	—
林道延長 (m)		1,072	1,072	1,072	1,072	1,072
林野1ha当たり 林道延長 (m)		0.35	0.35	0.35	0.35	0.35
水道普及率 (%)		91.2	94.2	96.5	96.6	96.2
水洗化率 (%)		—	37.8	61.7	69.2	66.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)		16.9	22.2	25.6	28.1	29.2

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行され、本市は、本改正法に定める過疎地域の要件に初めて該当しました。また、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって期限を迎えたことから、令和3年4月1日からは新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、本市は引き続き過疎地域の要件に該当しました。

本市を含め過疎地域では、著しい人口減少や少子高齢化への対応、住民の安全・安心な暮らしの確保、地域産業の活性化、持続可能な財政基盤の確立など、地域の持続的発展のための積極的な対応が喫緊に求められており、その取り巻く状況は一層厳しさを増しています。

こうした課題を抱える中、市民意識調査による市民の意向を反映した「御所市第6次総合計画」を策定し、長期展望に立ったまちづくりの取組を進めて参ります。

市総合計画では、次の7つの分野別方針を掲げています。

1. 若い世代が住みやすく、豊かな心を育むまち
2. 誰もが元気で豊かに暮らせるまち
3. 人が輝き、魅力のあるまち
4. 地域経済が活性化し、活力のあるまち
5. 安全・安心な暮らしを支える生活基盤が整備されたまち
6. 自然と歴史・文化を活かすまち
7. 市民とともに推進する持続可能なまち

これらの分野別方針に基づき、将来都市像として、「行きたい、住みたい、語りたい。～自然と歴史を誇れるまち ごせ～」の実現を目指しています。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

数値目標	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)
総人口	24,901人 (R2年度末時点)	24,000人
社会増減	△148人	△55人
自然増減	△353人	△130人
合計特殊出生率	1.16 (H25～H29年実績)	1.3
地域おこし協力隊の任用人数	0人	2人
事業所数	1,047事業所 (H28年度実績)	1,051事業所
人口1人当たりの近鉄御所駅の年間利用回数	26.9回 (H30年度実績)	28.5回
人口1人当たりのJR御所駅の年間利用回数	8回 (H30年度実績)	8.8回
公共下水道の加入率	66.7%	77.3%
国民健康保険特定健康診査の実施率	34.7%	49%
健康づくり推進員活動回数	3回	22回
学校・地域パートナーシップ事業のプログラム数	178件	210件
空き家バンク利活用件数 (累計)	13件	15件
歴史・文化講座、授業の開催回数	0回	2回
電気自動車の導入台数	0台	1台

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

御所市過疎地域持続的発展計画は、計画期間内において確実な成果をあげるため、状況の変化に応じて事業内容を見直し、持続的発展に向け取組を進めて行く必要があります。

そこで、事業実施の各担当課が事業の進捗状況をPDCAによる進捗シートに基づき、毎年度、御所市過疎地域持続的発展計画策定主管課へ報告し、事業内容のヒアリングにより計画の達成状況の評価を行います。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5ヶ年とします。

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市の公共施設マネジメントの基本的な考え方としましては、公共施設等に関する課題に的確に対応し、市民サービスの維持・向上と安定した財政運営を両立させるため、長期的な視点を持って公共施設マネジメントを進め、公共施設等の最適化を図ります。

また、戦略的に公共施設マネジメントを進めるため、「施設の適正化」と「コストの縮減」の観点から、①施設の総量縮減と有効活用、②施設の効率的な管理運営、③施設の長寿命化と安全性の確保の3つの考え方を基本として、市民・民間事業者と行政が連携した取組とし、市の貴重な財産である公共施設等を次の世代に継承して参ります。

なお、御所市過疎地域持続的発展計画に記載する全ての公共施設等の整備事業については、上記の公共施設等総合管理計画の考え方に適合しています。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市の人口は平成8年以降、転出が転入を上回る「社会減」の状況が続いています。平成30年における本市への転入の地域別割合としては、奈良県内で51%、大阪府で16%、本市からの転出の地域別割合としては、奈良県内が53%、大阪府で19%となっており、奈良県内では北西部や中部への転出が多くなっています。なお、吉野エリアでは転入が転出を上回っています。転入・転出ともに関西ブロック内（三重県を含む）で約80%を占めています。さらに、男女ともに転出者が多くなっていますが、特に女性の転出超過が顕著となっています。年齢階層で見ると20～30歳代での転出が突出しており、これは大学等への進学や、結婚や就職に伴う移動が大きな要因であるとうかがわれることから、住みよい魅力あるまちづくりを推進し、移住・定住施策・子育て世代の支援策・新しい働き方の提案などの移住・定住を促進する取り組みが今後より一層求められています。

イ 地域間交流

日本武尊・白鳥伝説ゆかりの地・御陵のあるまちという縁をもとに、将来に向けて、文化・産業をはじめ、幅広い分野で市民主体の友好交流を図り、まちの活性化につなげるための交流を三重県亀山市・大阪府羽曳野市・奈良県御所市の三市で行っています。

また、本市周辺自治体で構成していた葛城広域行政事務組合（大和高田市・御所市・香芝市・葛城市・広陵町）では、主催となって葛城周辺地域イベントや映画制作などを行い、地域間交流を図り、観光誘客による交流人口の増加につながる事業を展開して参りましたが、令和2年度をもって一定の役割を果たしたことにより当該事務組合は解散となりました。今後は、移住定住、観光等の情報発信を進めていくために、引き続き同関係市町で組織する葛城地域観光協議会などを通して、協力体制を維持していく必要があります。

ウ 人材育成

本市では生産年齢人口（特に若年層の人口）が急激に減少している中で現役世代のまちづくりの担い手が不足してきており、様々な分野における人材の確保と発掘、育成が急務となっています。

現在、地域内に物理的・心理的な居場所があるという人は少なく、繋がりが希薄になっており、地域づくりに興味があるがどうすればいいかわからないというような人へ、現役を引退した方の長年の経験を通じて培われた知恵や技術を伝える機会や、世代間をつなぐ取組が求められています。

(2) その対策

ア 移住・定住

若年層の市外への転出が多いことから、若年層への子育て環境や経済的支援を充実させ、定住を促進する必要があるため、新婚世帯への家賃補助や住宅取得への補助、多世代同居への補助を実施しています。長年続いている「社会減」をくい止めるためには転出を防ぐだけでなく、転入を増加させる必要があります。東京圏からの移住者に対して補助を行う移住支援事業や、空き家の利活用を促進するための空き家バンクの運営、また、家屋の改修や放置された荷物整理への補助事業等に取り組み、今後、世の中のニーズに合わせた新しい働き方を提案することで移住者の選択肢を広げ、転入を増加させるための各種事業を実施します。

イ 地域間交流

日本武尊・白鳥伝説三市交流事業（三重県亀山市・奈良県御所市・大阪府羽曳野市）や葛城地域観光協議会（大和高田市・御所市・香芝市・葛城市・広陵町）による葛城周辺地域イベントなどのこれまでの活動を更に拡充させ、交流及び関係人口の増加を図って参ります。

また、都市部の住民を中心に、豊かな地域資源や都会にはないライフスタイルなど、本市の魅力を的確に情報発信し、グリーンツーリズムなどの体験・滞在型の観光振興も踏まえた地域間交流を推進することで、地域の活性化を図り、UIJターン等の移住定住の取組を促進します。

ウ 人材育成

本市では地域おこし協力隊制度を活用し、移住・定住や地域活性化につながる人材の育成に取り組むと同時に、外からの視点での情報発信や地域力の強化を図って参ります。

また、様々な分野のまちづくりや地域づくりを実践している人と地域活性化に関わりたい人との会う機会の創出や、市民のまちづくりへの関心を高め、各種行事やイベントなどに積極的に関わっていくための環境づくり等、本市の次世代のまちづくりに必要な人材を発掘、育成していく取り組みを進めて参ります。

(3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	空き家等再生事業	市	
		お試し居住施設整備事業	市	
		シェアオフィス等整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	御所市総合戦略策定事業	市	
		空き家相談支援事業	市	
		新婚世帯家賃補助事業	市	
		住宅取得補助事業	市	
		多世代同居補助事業	市	
		三市交流事業	市	
		葛城ふるさと市町村圏基金事業負担金	市	
		地域おこし協力隊事業	市	
		地域おこし企業人事業	市	
		地域プロジェクトマネージャー事業	市	
		集落支援員導入事業	市	
		空き家等再生事業	市	
移住・定住促進事業	市			
移住・定住対策事業	市			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野における過疎地域持続的発展計画の考え方としましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、下記のとおり、過疎対策事業を推進して参ります。

- ・公共施設の再編に取り組み、施設総量の縮減を進めていくため、新たな市民ニーズに対しては、むやみに施設を新設するのではなく、既存公共施設や民間施設の有効活用を図っていくことと

し、新設が必要な場合は、数値目標や長期的な財政状況を踏まえるとともに、多数の機能をもつ複合施設にするなど、全庁的な観点から施設の最適化に努めます。公共施設を新設・更新する際は、民間事業者の技術やノウハウ等を活用する PFI 手法など、最も効率的・効果的な手法を検討します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

本市の農業は、水稲を中心に野菜、果樹、花きなどの地域特産品や施設園芸のハウス栽培、酪農などが営まれています。地理的に大阪都心部からの直線距離は約30キロ圏内となっており、都市近郊型の農業展開が期待できます。しかし、急激な人口減少、少子高齢化が進み、農家人口が急速に減少し、担い手不足の問題が深刻化しており、耕作放棄地が増え続けています。また、農業用施設の老朽化に伴う修繕費用等の維持管理費の負担が増え、農業経営における経済的圧迫が表面化しています。

本市の森林面積は3,067haで総面積の51%を占め、そのうち民有林は2,923haです。また、檜・杉を主体とした人工林は2,323haであり、人工林の割合は8割に達しています。また、利用可能な10～13齢級の人工林が全体の7割を占め、非常に豊かな森林資源を有していることを示しています。しかし、近年の木材価格の低迷から林業経営は非常に厳しく、林業労働力は長期的に減少傾向で推移しており、その影響で生産活動が停滞し、資源の有効活用ができず、施業放置林が増加しています。

イ 地場産業

本市の地場産業は、ハップサンダルを中心とした履物製造や繊維工業、製菓業などが発展してきました。しかし、近年のファッションの多様化と安価な外国製品の台頭、原材料供給者の減少と新規素材や部材等の入手難による新商品開発の困難、大手企業の機械化によるコストの減少、さらに、後継者と労働力の人材不足など様々な要因が重なり、製品競争力が低下し、事業所数や製造量がピーク時と比べ大幅に減少している業種が少なくありません。

ウ 企業誘致

本市は、これまでに城山台地区に御所工業団地を造成し、企業立地の促進を図ってきましたが、市内事業所数の推移は、年々減少傾向にあり、就労の場の乏しさが若年層の市外への流出の一因となっています。一方、京奈和自動車道開通に伴い、北は西名阪自動車道、西に南阪奈道路に接続し、京都・大阪・和歌山方面にも繋がり、交通アクセスが格段に向上したことで、都市部、関西国際空港に近いという交通の利便性の高さを最大限に活かし、企業誘致を進め、地元の雇用拡大につなげていく必要があります。

エ 商業

本市の商業は、人口減少による消費需要の減少に加え、近隣市町への大型小売店の進出や小規模零細な商店が多く商業集積が不十分であることから、周辺地域からの顧客吸引力が弱く、既存の商店街等への買い物客の来訪が著しく減少しており、商店街の活力は大きく低下しています。

このため、消費者にとって魅力や個性が感じられる商品や充実したサービスを受けることができる店舗づくりを促進するとともに、生活密着型の商品・サービスの開発、各店舗の連携による共同事業に取り組むなど、魅力ある買い物環境をつくり、購買力の流出を防止することが必要となっています。特に、近鉄・JR御所駅周辺は、まちの中心部、玄関口として重要であることから、商店街などの活性化を進めていく必要があります。

オ 観光

本市は、金剛山・葛城山などの良好な自然資源に恵まれ、なかでも葛城山への登山やヤマツツジの観賞には多くの観光客が訪れます。また、葛城氏・巨勢氏にまつわる遺跡や由緒ある神社仏閣を巡る4つのハイキングコースや江戸時代の町家やまちなみ、背割り下水が現存する御所まちなどの文化資源があり、多くの方が散策されています。

しかしながら、本市には観光資源が豊富にあるものの、基盤整備や情報発信が不十分であり、潜在的な魅力を上手くアピールできていないことが大きな課題だと言えます。また、本市で一番の観光スポットである葛城山のヤマツツジについては樹齢50年を超え、老木となったことで花色が悪くなり、加えて、笹の勢力が増していることで景観が損なわれてきているため、ツツジ再生事業として剪定等の整備を行い、今後、長期にわたり事業を継続していく必要があります。

(2) その対策

ア 農林業

農業分野では、耕作放棄地発生の主たる要因である農業従事者の高齢化と後継者不足に対応するため、農地中間管理事業を積極的に活用しながら、人・農地プランを定期的に見直し、担い手の発掘育成が図られるよう努めます。そして、多面的機能支払交付金事業を推進し、地域の共同活動を支援することにより、農業資源の保全管理に取り組みます。また、地域資源を活かした商品開発、販売などの6次産業化の取組を支援し、認定農業者、営農組織及び法人に対する支援に努めます。その他には、農業の生産基盤強化に向けて、ほ場や農道、かんがい排水施設などの計画的な整備や有害鳥獣対策などを推進するとともに、農業用施設の近代化、担い手への農地集約などによる生産性の向上を促進します。

林業分野では、施業放置林の整備、森林経営管理の推進、及び林道、作業道の整備、集約化を推進し、生産基盤の向上や施業の低コスト化に努めるとともに、山地災害を防止するため、治山事業に取り組みます。

イ 地場産業

地場産業振興の拠点として御所市産業振興センターが設置されており、奈良県履物協同組合連合会と協力しながら、履物に関する研修会及び情報提供、原材料、製品の試験機器の利用といった事業所へのサポートを行い、奈良県産の履物の品質向上に努めています。また、若年層にも履物に対し興味を持ってもらえるよう、毎年、サンダル履物デザイン画のコンテストを実施し、優

秀作品から若者の感性を採り入れた製品づくりを行い、販売促進に繋がる取組を進めています。他の地場産業の振興に関しても、商品のブランド化などによる付加価値の向上や新商品開発など、地場産業の振興に向けた積極的な取組を進めて参ります。

ウ 企業誘致

企業誘致の推進にあたっては、御所インターチェンジ周辺に産業集積地の整備を図り、その産業集積地が完成した後、京奈和自動車道の利便性と関西国際空港から好アクセスという立地条件を活かした戦略的な誘致活動を県・市協働で展開して参ります。

また、企業誘致を目的として設けられた企業誘致関連条例による優遇措置により、新規企業の参入、既存企業の事業拡大等を積極的に支援し、地元雇用の拡大、産業の振興を図ります。

エ 商業

商業の振興には、商工会などの関係機関と連携し、経営改善指導、相談及び各種支援策の情報提供を行い、消費者ニーズに沿った品揃え、サービス、利便性などの経営の合理化、販売技術の向上など、販売の促進及び販路の開拓に繋げる取組を進めて参ります。また、高齢者をはじめとする地域住民の生活の利便性を高めるため、地域ニーズに沿った空き店舗の利用、商店街を担う人材育成など個性ある商店街活動、販売促進活動を行うため商工会などの関係機関と連携して、商店街等の小規模零細な商店の賑わい創出を図ります。

オ 観光

(観光情報の効果的な発信)

観光協会をはじめ、各関係機関・団体と連携し、観光ホームページの充実を図るとともに、マスコミ・情報誌等あらゆる媒体を活用して、本市の観光情報をわかりやすく全国に発信します。

また、スマートフォンなどのモバイル端末の普及が進むことで、インターネットへのアクセスが手軽に行えるようになったことから、インターネットを通じた情報の発信を促進するとともに、情報サービス業等の産業についても広く振興を図って参ります。

(参加型・滞在型観光の促進)

第1次産業や地場産業と連携した体験・参加型の観光事業を展開し誘客を図ります。また、既存の宿泊施設への誘致を強化するとともに、農家民泊などの新たな滞在型観光を促進して参ります。

(観光モデルコース及び旅行商品等の造成)

「葛城の道」等の既存のコースにこだわらず、市内の観光地に「記紀万葉」や「古墳」、「役行者」などのテーマ別のモデルコースや他府県にわたるトレッキングコース（ダイヤモンドトレール）を設定したり、他市町村との広域連携による旅行商品を造成したりすることで、集客を図ります。

(観光資源・施設の整備)

自然資源、景観、まちなみ、歴史・文化資源、伝統行事などの保護・保存に努めるとともに、観光地周辺の道路や案内看板、トイレ、休憩施設の整備を図り、観光客にやさしいまちづくりを推進します。

(自然と共存する観光促進)

金剛山・葛城山の希少動物をはじめとする豊かな自然の保護に努めるとともに、自然体験イベントなどを通じて、自然を大切にしながら楽しむ取組により、自然保護と観光振興の両立を図ります。

(観光ガイドの育成)

本市の歴史・文化資源の魅力をより多くの観光客に知ってもらうため、観光ボランティアガイドを中心とした「語り部」の発掘・育成を図り、観光客の満足度を高めるような取組を進めます。

(3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定めます。
事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備	農業	農業農村整備事業	市	
			震災対策農業水利施設整備事業	市	
		林業	美しい森林づくり基盤整備事業	市	
			施業放置林整備事業	市	
	(4) 地場産業の振興	産業振興センター整備事業	市		
	(5) 企業誘致	企業誘致事業	市		
		都市活力創出事業	市		
		地域交流施設整備事業	市		
	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設整備事業	市・観光協会		
		観光施設整備補助事業	市		
		奈良盆地周遊型ウォークルートサイン整備事業	市		
		街なみ環境整備事業	市		
		御所南IC活性化事業	市		
		観光トイレ整備事業	市		
		つつじ再生事業	市		
		登山道整備事業	市		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	多面的機能支払交付金事業	市		
		中山間地域等直接支払制度補助事業	市		
		経営体育成支援事業	市		
		農産物生産振興促進事業	市・地域農業再生協議会		

市民農園事業	市	
総合農政振興事業	市	
新規就農者確保事業	市	
経営所得安定対策推進事業	市	
耐震性点検・調査業務	市	
柿産地振興事業	市	
薬用作物生産振興促進事業	市	
ナラ枯れ被害防除事業	市	
有害鳥獣駆除事業	市	
ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画推進事業	市	
奈良県履物振興推進事業	市	
産業振興事業	市	
地場産品展示即売・履物デザイン展開催事業	市	
履物見本市出展事業	市	
葛城山集客イベント事業	市・観光協会	
市マスコットキャラクターを活用した市のPR事業	市	
観光施設整備補助事業	市	
観光客誘致強化事業	市	
観光道の整備点検事業	市	
新規観光道開拓事業	観光協会	
参加型・滞在型観光促進事業	市	
観光情報発信事業	市・観光協会	
他市町村との共同観光促進事業	市	
郵便名柄館整備事業	市	

	はがきの名文コンクール受賞者表彰事業	市	
	中小企業資金融資保証料補助	市	
	物産販売促進支援事業	市	
	工場設置奨励金事業	市	
	商工業経営改善普及事業補助	市	
	御所マルシェ開催事業	市	
	土地改良事業補助金交付事業	市	
	街なみ環境整備事業	市	
	都市活力創出事業	市	
	御所南IC活性化事業	市	
	創業等支援事業	市	
	森林経営事業	市	
	地域振興施設事業	市	
	租税特別措置活用促進事業	市	
	農家民泊支援事業	市	
	観光振興事業	市	

(4) 産業振興促進事項

i. 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
御所市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

ii. 当該業種の進行を促進するために行う事業の内容

上記 (2) その対策 (3) 計画のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野における過疎地域持続的発展計画の考え方としましては、公共施設等総合管理計画に

基づいて、下記のとおり、過疎対策事業を推進して参ります。

- ・産業振興センターは、地場産業の振興のために必要な施設として、今後も継続使用します。ただし、貸室等の機能を見直し、施設の多機能化など、更なる有効活用を検討するとともに、計画的な保全による施設の長寿命化を進めます。また、公民連携による効率的な管理運営を検討します。
- ・地域振興施設「御所の郷」は、情報発信及び地域振興のために必要な施設として、今後も継続使用します。
- ・公共施設の再編に取り組み、施設総量の縮減を進めていくため、新たな市民ニーズに対しては、むやみに施設を新設するのではなく、既存公共施設や民間施設の有効活用を図っていくこととし、新設が必要な場合は、数値目標や長期的な財政状況を踏まえるとともに、多数の機能をもつ複合施設にするなど、全庁的な観点から施設の最適化に努めます。公共施設を新設・更新する際は、民間事業者の技術やノウハウ等を活用するPFI手法など、最も効率的・効果的な手法を検討します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 電気通信施設等情報化のための施設

本市では情報伝達手段として音声告知放送を利用していましたが、音声告知放送は物理的伝達が基本であることから、有事の際には伝達路の切断等が危惧される場所であり、平成24年（2012年）からは自治会長へ配布している防災行政無線を主要な情報伝達手段としています。

イ 過疎地域持続的発展特別事業

ICTが急速に進展する情報社会において、本市が地理的な制約を受けることなく経済・社会の諸分野において活性化を図っていくために、ICTの利活用は不可欠なものとなっています。また、毎年のように全国各地で発生する大規模災害を踏まえ、災害時における迅速で確実な情報伝達手段の構築が課題となっています。特に高齢者や障がい者など要配慮者に対する確実な情報伝達は課題であり、情報伝達手段の多様化が求められています。

(2) その対策

ア 電気通信施設等情報化のための施設

防災行政無線などの非常時通信施設については、電波法の改正に伴いデジタル化整備、衛星通信化・FTTH化等の整備を計画的に進めて参ります。また、自治体デジタル・トランスフォーメーションを推進し、電子申請の拡充や市内公共施設でWi-Fiを整備する等により日常生活における利便性の向上を図り、格差是正と安全・安心・便利な市民生活の実現を図ります。

イ 過疎地域持続的発展特別事業

ICTの利活用により自治体デジタル・トランスフォーメーションを推進し、市民サービスの向上と行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ります。電子申請の推進、業務システムの最適化、電子入札の導入を視野に入れた情報通信基盤の整備、業務システムのガバメントクラウドへの移行を進めていくとともに、行政運営に関する情報を市民へわかりやすく発信できるようホームページの拡充を図ります。また、迅速で確実な情報の伝達手段として、防災行政無線の整備や市民と行政の情報の双方向性の検討、産業振興、地域コミュニティの充実、行政の効率化のための情報通信基盤の整備を推進します。

(3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線整備事業	市	
		(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域BWAシステム整備事業	市
		オンライン申請システム整備事業	市	
		AI搭載システム整備事業	市	
		RPAツール整備事業	市	
		テレワーク環境整備事業	市	
		電子入札システム整備事業	市	
		全国瞬時警報システム（J-アラート）整備事業	市	
		セルフレジ整備（キャッシュレス対応）事業	市	
		コンビニ交付（戸籍・各種証明書）事業	市	
		行政キオスク端末整備事業	市	
		順番待ちシステム整備事業	市	
		総合窓口サービス（窓口ワンストップサービス）事業	市	
		自治体クラウド事業	市	
	(3) その他	セルフレジ整備（キャッシュレス対応）事業	市	
		行政キオスク端末整備事業	市	
		順番待ちシステム整備事業	市	
		総合窓口サービス（窓口ワンストップサービス）事業	市	
		公衆無線LAN整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野において、公共施設等総合管理計画に該当する施設等はありません。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

京奈和自動車道の開通により、交通アクセスが向上し、都心との近接性が高まり、物流の円滑化、観光・レジャー産業を活かした交流の促進が期待されています。その一方で、市の中心部と市内各地域を結ぶ市道では、道路幅員の狭い区間の拡幅工事や道路構造物の老朽化等に対応するための改良工事などを早急に整備する必要があります。また、京奈和自動車道御所IC周辺に、新たな企業の誘致を図るため、産業集積地事業を県・市協働で進めており、その産業集積地を取り巻く道路は通行車両の大型化及び交通量の増加が想定されるため、道路拡幅が必要となります。さらに、市内に点在する橋梁は、整備年度が不明のものが多く、整備年度が確認できる橋梁は、建設後60年を経過するものもあり、早急に老朽化対策等を行う必要があります。

イ 公共交通

本市の公共交通機関は、JR和歌山線、近鉄御所線、近鉄吉野線、バスがあり、そのうち、JR及びバスに関しては、運行本数が少なく利便性に欠けるものの、学生や高齢者などの交通弱者にとっては貴重な移動手段となっています。しかし、公共交通利用者の減少により運行本数が減少される等、公共交通の維持確保が課題となっています。さらに、バスについては、奈良交通が路線バスを、市が市内循環コミュニティバスをそれぞれ運行していますが、コミュニティバスにおいては1ルートあたりの走行距離が長く、片道に約90分を要し、1日往復3本と運行本数も少ないため、未だ存在する公共交通空白地域の解消や民間路線バス等を含めた利便性向上を目的とする交通体系の更なる見直しが求められています。

(2) その対策

ア 道路

市民の暮らしを支える生活道路の機能強化及び子どもや高齢者、障がい者の歩行の安全性に配慮し、計画的に道路整備を推進するとともに、限られた財源の中で、道路構築物を維持していくために、より効率的・より計画的な維持管理を進めて参ります。また、産業集積地を取り巻く産業道路の整備については、産業集積地の造成事業と足並みを揃えて道路拡幅工事を進めて参ります。さらに、橋梁については、パトロール等の日常点検により損傷箇所の早期発見、早期対応に努め、橋梁点検を定期的を実施し、「御所市橋梁長寿命化修繕計画」により、計画的な保全による長寿命化を図ります。

イ 公共交通

公共交通機関については、市民生活の利便性向上に向けて、公共交通機能の充実を図るとともに、公共交通空白地域を中心に予約制乗合タクシー（デマンドタクシー）導入やコミュニティバ

スの運行再編などを実施します。また、持続可能な公共交通を目指し、**JR**和歌山線、近鉄御所線、近鉄吉野線、路線バスの更なる利便性の向上や活性化・利用促進に向けた取組を推進します。さらに、**AI・IoT**を活用した交通環境の整備や、**MaaS**、自動運転車両の導入等、公共交通機関のみでなく新たな交通体系の構築についても検討して参ります。

(3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	防災・安全社会資本整備交付金（五百家伏見線） L=1.8km W=8.6m	市	
		防災・安全社会資本整備交付金（本馬柏原線） L=1.4km W=5m	市	
		防災・安全社会資本整備交付金（櫛羅三室線） L=0.8km W=7.0m	市	
		防災・安全社会資本整備交付金（御所橋幸町線） L=1.4km W=6.2m	市	
		防災・安全社会資本整備交付金（葛城川右岸線） L=1.3km W=5.0m	市	
		防災・安全社会資本整備交付金（葛城川左岸線） L=0.8km W=4.0m	市	
		防災・安全社会資本整備交付金（新田五百家線） L=2.5km W=8.0m	市	
		防災・安全社会資本整備交付金（東松本御所線） L=1.0km W=8.0m	市	
		防災・安全社会資本整備交付金（御所北町線） L=1.4km W=8.0m	市	
		社会資本整備総合交付金（北十三柳原線） L=1.0km	市	
		社会資本整備総合交付金（御所29号線） L=0.9km	市	
		社会資本整備総合交付金（御所43号線） L=0.7km	市	
		社会資本整備総合交付金（元町蛇穴線） L=4.5km	市	
		大広相田線（都市計画道路）整備 L=0.1km W=12m	市	
		道路新設改良工事	市	
道路舗装工事	市			
市道側溝工事	市			

橋梁		道路メンテナンス事業費補助 橋梁更新 N=30橋	市	
		道路メンテナンス事業費補助 橋梁詳細設計 N=24橋	市	
		道路メンテナンス事業費補助 橋梁長寿命化修繕計画 N=307橋	市	
		道路メンテナンス事業費補助 橋梁定期点検 N=307橋	市	
		橋梁拡幅工事（市道大正50号線）	市	
		橋梁新設工事（市道葛1号線・今住地内）	市	
その他		防災・安全社会資本整備交付金 〔通学路安全対策施設整備工事〕（区画線・カラー塗装・ 歩道整備等）	市	
		水路整備工事	市	
		交通安全施設整備事業	市	
(6) 自動車等	自動車	コミュニティバス購入事業	市	
		デマンド交通車両購入事業	市	
(9) 過疎地域持 続的発展特 別事業		路面性状調査 L=74km	市	
		FWD調査 一式	市	
		法定外公共物システム補正 一式	市	
		交通安全施設管理システム補正 一式	市	
		地理情報システム整備事業	市	
		コミュニティバス運行事業	市	
		市内路線バス運行支援事業	市	
		市内公共交通運行改善事業	市	
		御所市都市計画マスタープラン策定事業	市	
		集約都市形成支援事業	市	
		臨時バス運行事業補助金	市	

	JR御所駅乗車券類販売等業務委託	市	
	道路施設点検事業	市	
	土木構造物等点検事業	市	
	御所市バリアフリー基本構想策定事業	市	
	御所市総合交通戦略策定事業	市	
	自転車活用推進計画策定事業	市	
	橋梁マネジメントシステム補正一式	市	
	道路台帳システム補正一式	市	
(10) その他	排水ポンプ整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野における過疎地域持続的発展計画の考え方としましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、下記のとおり、過疎対策事業を推進して参ります。

- ・道路の更新は、路面性状調査による結果を踏まえ、劣化度や交通量などから優先順位を設定し、順位の高い道路から計画的に進めます。
- ・パトロールなどの日常点検を実施し、交通危険箇所の早期発見、早期対応に努めます。また、路面性状調査などの点検を定期的実施し、データの蓄積・分析を行います。
- ・道路の新設は、市民の利便性の向上のため、今後も必要になることから、財政状況や整備効果を十分に踏まえて、計画的に進めます。ただし、長期未整備となっている都市計画道路や「御所市道路網整備計画」は、将来の必要性・実現性を検討し、適宜見直しを行います。
- ・橋梁は、道路法施行規則の改正に伴う点検結果に基づいた新たな「御所市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、計画的な保全による長寿命化を図ります。
- ・市民の安全を確保するため、健全度が低く、補修が必要な損傷が発生している橋梁の対策を最優先で実施します。
- ・橋梁の更新は、社会的な重要性や損傷の程度を総合的に評価したうえで優先順位を設定することにより費用の平準化を図り、計画的に進めます。
- ・パトロールなどの日常点検を実施し、損傷箇所の早期発見、早期対応に努めます。また、橋梁点検を定期的実施し、データの蓄積・分析を行い、計画の改善・見直しを図ります。
- ・近鉄御所駅周辺は、市の玄関口としての空間を創出するとともに、市民や来訪者の利便性の向上のため、計画的な整備を進めます。
- ・公共施設の再編に取り組み、施設総量の縮減を進めていくため、新たな市民ニーズに対しては、むやみに施設を新設するのではなく、既存公共施設や民間施設の有効活用を図っていくことと

し、新設が必要な場合は、数値目標や長期的な財政状況を踏まえるとともに、多数の機能をもつ複合施設にするなど、全庁的な観点から施設の最適化に努めます。公共施設を新設・更新する際は、民間事業者の技術やノウハウ等を活用するPFI手法など、最も効率的・効果的な手法を検討します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

本市の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業の2つの事業を行っていますが、平成30年度に統合認可を行い、現在統合のための管路整備を行っています。

近年では第8次拡張事業により、平成12年以後、県営水道からの供給により市南部地域に給水区域を拡げ施設整備を行って参りました。これらの施設・管路は比較的新しい一方で、自己水系の施設や管路は整備時期が古く老朽化が進んでいます。これらの浄水場や配水池等を再構築するには膨大な費用を要することから、現在は県営水道転換に伴う整備事業により、施設の統廃合や県営水道施設を活用し、更新費用の削減を図っているところであります。

また、近年では本市においても南海トラフ地震や中央構造線断層帯等の直下型地震の発生の確率も高まってきており、水道施設等耐震化等補助金を活用しながら、老朽化した基幹管路の更新・耐震化を図っているところであります。

水道管路の更新、耐震化には多額の費用と膨大な時間を要することに反して、人口の減少に伴い給水収益は減少しているため、財源の確保が大きな課題となっており、経営状況の厳しさが今後一層増す見通しであります。

このような状況の中、事業経営を維持し、安全・安心な水道水を永続的に安定して供給していくためには、改正水道法（令和元年10月施行）の主旨である水道の基盤強化を進めていく必要があります。

イ 下水道

生活排水による河川の水質保全や市民の生活環境向上のため、生活排水を適切に処理することが重要となっています。現在、汚水対策として下水道整備は、集落単位毎に公共下水道、特定環境保全公共下水道事業の2つの異なる手法で事業を推進しています。下水道整備が困難な地域に対しては、合併処理浄化槽の設置補助制度を活用し、普及に取り組んでいます。経年劣化により老朽化した処理施設等については、ストックマネジメント計画を策定し、適切に更新等を行う必要があります。また、現在、供用開始エリアの水洗化率が7割程度であるため、下水道加入促進に関する継続した取組が必要となっています。

ウ 廃棄物処理施設

平成29年度から、やまと広域環境衛生事務組合による廃棄物処理施設が稼動しており、広域処理体制により事業の効率化を図り、安定的な運営と経費削減に努めているところです。

本市では、全ての家庭系ごみの収集を戸別収集方式で実施しています。また、粗大ごみを収集するときは、「リクエスト収集」として、市民からの予約を受け付け、自宅へ訪問回収する方式を採用しています。この収集方式は、従前のステーション方式の課題であった高齢者をはじめとす

るごみ出し困難者やステーション維持の問題を解消する一方で、予約の手間や訪問回収に時間を要するため、収集効率が低下するなど新たな課題が生じています。

また、生活様式の多様化に伴い、多種多様な廃棄物を適正かつ衛生的、効率的に処理し、施設の長寿命化を図っていく必要があります。このため廃棄物の更なる分別の推進と資源化率の向上を目指し、ごみの減量化に努める必要がありますが、可燃ごみに不適正な廃棄物の混入が見受けられたり、不法投棄が後を絶たないなど、ごみの減量には様々な課題があり、多角的に取り組んでいかなければなりません。

し尿処理については、急速に人口減少が進んでいることから、引き続き葛城地区清掃事務組合に加入し、広域処理体制による事業の効率化に取り組んで参ります。

エ 火葬場

本市の火葬場は、建設から 57 年以上経過しており、老朽化が進行していることから、早急に移転・建替えをする必要があります。

オ 消防・防災施設

消防については、消火栓の設置・更新や防火水槽の設置等による消防水利の確保、消防車両の更新、消防団詰所（車庫）の改築などにより、地域の消防力の強化を図ってきました。

しかし、消防車両や消防団詰所（車庫）、防火水槽など消防水利においても老朽化が著しく、市内には、消火栓などの消防水利が不足している地域も残っています。また、消防団員の備品についても整備が遅れている装備等があります。

本市の消防・防災機能をさらに強化するためには、こうした施設や装備などの整備に加えて、消防団員の更なる技能と知識の向上、高齢化に伴う団員減少問題の解消が求められています。

防災については、各小中学校へ防災倉庫を設置し、備蓄食料及び防災資機材の分散備蓄に努めてきましたが、備蓄数は不十分であり、避難所についても要配慮者が避難可能な福祉避難所機能が備わっていないなどの課題があるほか、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など災害危険性のある土地に立地している避難所の代替も課題となっています。また大規模災害に対応する活動拠点、受援体制の整備を図る必要があります。また、地域防災の取り組みとして、自主防災組織の未結成地域への結成促進、結成地域には組織育成・装備等の充実強化を図る必要があります。

カ 防犯、交通安全施設

「地域の安全・安心は地域で守る。」立場から、本市においては、自治会や活動団体により見守り活動や啓発看板の設置などの取組が行われてきましたが、近年、少子高齢化や人口減少によりコミュニティ活動が停滞してきています。そのため、地域住民の安全を守るための方策が求められています。

キ 公営住宅

本市はこれまで、生活の安定や福祉の向上、地域経済の活性化等に資するため、公営住宅等の供給を行ってまいりました。現在、本市は1,357戸の公営住宅（改良住宅を含む）と19施設の共同施設（令和2年度）を保有していますが、老朽化が進んでおり、既存公営住宅等の維持補修とともに廃止や新規整備など集約化を図っていく必要があります。

ク 空き家

本市は空き家率が県平均に比べて高くなっており、今後、人口減少により、その比率はさらに高くなると考えられます。空き家の中でも、そのまま放置すれば倒壊等の著しく保安上危険となるおそれのある空き家等の増加も懸念されており、これら特定空家等の増加を未然に防ぐための対策を進めていく必要があります。

ケ 公園

本市の都市公園は、現在21箇所（うち1箇所は市民運動公園）あります。御所市都市公園長寿命化計画に基づき、5ヶ年計画で健全度の低い遊具等から順次撤去・改修を実施しています。

昨今の公園管理では、安全確保に対する規定もあり、施設の改修や更新に伴う費用が右肩上がりになってきています。長寿命化計画に基づく予防保全的管理のもと、交付金等を活用しながら事業費の平準化を図る必要があります。

また、現在、京奈和自動車道御所IC周辺に新たな企業誘致を推進すべく産業集積地事業を県とともに実施しており、その周辺に散策等の憩いの場となり緩衝緑地ともなる都市公園を整備することにより、近隣住民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進する必要があります。

コ 環境保全

環境を取り巻く問題は、年々多様化しており、循環型社会の形成と持続可能な社会づくりを基本とした対応策が求められています。また、身近な生活環境問題など、市民の環境に対する意識が確実に高まっており、特に排水対策・悪臭・騒音・振動といった事業に伴う苦情等も増えています。これらの公害発生による地域環境への悪影響の防止、または最小限にとどめる取組が市民生活の安全・安心につながっていくと考えています。

サ その他の関連施設

近年多発するゲリラ豪雨や台風などによって、想定以上の雨量が一気に流れ込むことによる浸水被害や河川の堤防決壊、山崩れなどが起こる可能性があり、市民の生命・財産を守るための事業として、流域貯留浸透事業や治山事業を進めていく必要があります。

市営墓地は、現火葬場の移転に伴い、老朽化した施設（管理棟）の建替えをはじめ、狭い通路及び段差、墓参者の駐車場不足等を改善するための整備を進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 上水道

- ・水道の理念である「持続」「強靱」「安全」に基づいた安定的な水道水の供給体制を確保し、施設の適切な維持管理に努めます。
- ・老朽化した施設を計画的に更新し、耐震化を図ります。
- ・漏水箇所を改善し、無効水量の削減を図ります。
- ・県営水道への転換を進め、施設の統廃合やダウンサイジングを進めて参ります。
- ・県域水道一本化に向けた協議を進めて参ります。

イ 下水道

- ・衛生的で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全のため、地域特性に応じて公共下水道、特定環境保全公共下水道事業を整備して参ります。
- ・下水道事業の実施が困難な地域には、合併処理浄化槽の設置補助を行い、快適な生活環境や水質保全に努めます。
- ・老朽化した処理施設については、ストックマネジメント計画策定等により施設整備を推進します。
- ・水洗化率を引き上げるため、下水道加入促進に関する取組を進めます。
- ・西御所ポンプ場については、令和 7 年度に雨水ポンプ施設の耐用年数 30 年に達するため、計画的な施設整備及び改修を行い、西御所地区の内水氾濫を未然に防ぎます。

ウ 廃棄物処理施設

ごみ処理施設の長寿命化を達成するには、ごみ処理量の減量が効果的であり、環境負荷の軽減に取り組むことは世界的な課題でもあります。市民、事業者、行政がそれぞれの立場で発生抑制に尽力し、一体となつてごみ減量化に努めなければなりません。広報紙やホームページなどの媒体を利用し、環境負荷に関する知識の啓蒙と理解の深化を促し、市民一人ひとりのごみ減量意識、再利用意識の向上を図り、3R を基本として、ごみゼロ社会に向けた取組を実践して参ります。

更に、不法投棄が増加することも懸念されるため、市民のモラル向上を啓発する施策や心理的抑制の施策として不法投棄防止看板や監視カメラを設置するほか、見廻りの強化、警察や地域組織との連携を強化して参ります。

また、し尿処理については、葛城地区清掃事務組合と連携し、持続可能な社会の実現のために環境に配慮した廃棄物処理に関する施策を推進するとともに、現在のし尿処理施設（アクアセクター）の適切な維持管理に努めます。

エ 火葬場

火葬場は、人生の終焉において厳粛に最後のお別れをする場所として必要不可欠な施設であり

ますが、本市の火葬場は建設から 57 年以上経過しており、老朽化が進んでいることから、令和 5 年度の運営開始に向けて新火葬場の移転・建築を進めています。

オ 消防・防災施設

消防については、地域の消防力の充実強化に向けて、消防車両の更新や詰所（車庫）の建替え、消火栓、防火水槽等消防水利の設置、改修などを推進するとともに、地域防災力の中核となる消防団員の確保と消防団装備基準に基づいた救助用安全靴等の安全装備品及び新基準活動服並びに救助資機材等の整備を行い、現場活動における消防団員の安全確保と士気の高揚を図って参ります。

防災については、情報を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線の整備をはじめ情報伝達手段の多様化、避難所の整備や非常用食糧等災害用備蓄の充足を推進します。

また、地域住民や要配慮者の避難収容と防災備蓄、受援体制を整えた防災活動拠点を整備します。

さらに、防災訓練の実施、市内の避難所誘導看板の充実、広報紙やホームページへの防災に関する情報の掲載などにより、市民の防災・防犯意識の高揚を図るとともに、地域に根ざした市民主体の防災・防犯体制を確立するため、自主防災・防犯組織の設立、育成を支援します。また地震や風水害などの災害に対する情報や防犯対策の周知に努めます。

カ 防犯、交通安全施設

犯罪や交通事故防止のため、自治会や各種団体等の活動を支援するとともに、防犯灯や防犯カメラの設置など犯罪抑止に努めます。また、防犯及び交通安全に関する教室の開催や市民への情報提供をきめ細かにすることで、防犯・交通安全意識の高揚を図ります。

キ 公営住宅

高齢者や障がい者、子育て世代など住宅を確保することが困難な世帯に対し、公営住宅等の適切な供給を図りながら、高齢者、障がい者などに対応したバリアフリー化や既存公営住宅等の長寿命化対策、その他入居者の居住環境向上に向けた改修や新規整備を含めた集約化、施設利用者の利便性向上に向けた改修などを行い、効率的な維持管理と有効活用を推進します。

ク 空き家

空き家状況調査に基づき危険有りと判断された空き家への解体費用補助や、また同様に、市が定める条件に該当する空き家を解体する場合に税を減免する等、危険空き家等の所有者に対する支援を行い、快適な住環境の形成を図ります。

ケ 公園

施設の老朽化が進んでいる都市公園の改修・更新を行うために、平成 27 年度に公園施設長寿

命化計画を策定しています。その計画に基づき、年次計画で予防保全的管理を行い、老朽化のスピードを緩やかにすることで、事故等を未然に防ぎ、ランニングコストの削減を図り、より安心・安全に施設利用ができるよう都市公園の整備を推進します。

また、京奈和自動車道御所 IC 近くに整備予定の産業集積地周辺に、憩いの場となる周遊公園の整備を行います。

コ 環境保全

市民生活の安全・安心な生活環境の保全に取り組むため、河川水質の改善や悪臭・騒音・振動問題等の解決を図っていく必要があります。そのため、それぞれの公害箇所の現場確認・調査を実施し、問題を解決するための啓発にも取り組んで参ります。

サ その他の関連施設

豪雨等の異常な自然現象によって生じた被害を未然に防止・軽減するため、流域貯留浸透事業や治山事業を行います。流出する一時的な雨水量を減らし、浸水被害の緩和や河川の負担軽減、山崩れなどを防ぐことを目的に事業を行い、将来における地域の安全性の確保及び経済的な負担を軽減します。

また、台風や地震等による自然災害からの迅速な復旧・復興を可能とするため、一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し、境界の位置と面積を測量する地籍調査を行います。地籍の明確化を図り将来の有事における地域社会維持と経済的負担を軽減します。

市営墓地は、社会情勢や家族形態の変化により、墓地の形態や利用方法の多様化するニーズに応えるため、無縁墓地の整理や管理棟、駐車場、合葬墓等の整備を進めて参ります。

(3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定めます。
事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境の整備	(1) 水道施設	上水道	配水管整備事業	市	
		簡易水道	配水管整備事業	市	
		その他	施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設	公共下水道	公共下水道管渠整備事業	市	
			公共下水道施設整備事業	市	
			西御所ポンプ場整備事業	市	
			流域下水道事業	市	
		その他	浄化槽設置整備事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設	その他	分別施設整備事業	市	
			やまと広域環境衛生事務組合負担金	市	
			清掃運搬施設等整備事業	市	
			中間処理施設整備事業	市	
			リサイクル施設整備事業	市	
			ごみ処理施設周辺環境整備事業	市	
			清掃費運搬車両等購入事業	市	
			最終処分場整備事業	市	
	(4) 火葬場	火葬場整備事業	市		
	(5) 消防施設	防火水槽設置工事	市		
		消防団広報車購入事業	市		

	消防団詰所（車庫）整備事業	市	
	消防団ポンプ車購入事業	市	
	消防水利確保事業	市	
(6) 公営住宅	公営住宅等ストック総合整備事業	市	
	市営住宅集約化事業	市	
	公営住宅整備事業	市	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業	雨天時浸入水対策計画策定事業 (流域下水道負担軽減等推進事業)	市	
	下水道加入促進事業（接続推進員の設置） (流域下水道負担軽減等推進事業)	市	
	経営戦略策定事業	市	
	ストックマネジメント計画策定事業	市	
	ごみ排出用ボックス交付事業	市	
	リクエスト収集実施事業	市	
	やまと広域環境衛生事務組合負担金	市	
	奈良県葛城地区清掃事務組合負担金	市	
	避難所誘導看板設置事業	市	
	土砂災害等情報伝達検討業務	市	
	防災計画策定事業	市	
	避難所施設充実化事業	市	
	地区防災ハザードマップ作成事業	市	
	自治消防団（自主防災組織）育成補助金	市	
	新基準消防団活動服調製事業	市	
	消防団員安全装備品整備事業	市	
	耐震診断・耐震整備補助事業（一般住宅）	市	
	アスベスト分析調査事業	市	

住宅新築資金等貸付金回収事業	市	
地域改善向住宅譲渡促進事業	市	
空き家対策推進事業	市	
ため池・防災対策調査計画事業	市	
危険昆虫等対策事業	市	
畜犬登録・狂犬病予防事業	市	
動物愛護活動推進事業	市	
火葬場・葬儀場運営事業	市	
市営墓地運営事業	市	
市内共同墓地整備推進事業	市	
不法投棄防止対策事業	市	
環境測定調査等実施事業	市	
指定有料ごみ袋実施事業	市	
環境問題広報啓発事業	市	
環境問題対策調査研究・計画立案事業	市	
地球温暖化対策推進事業	市	
食品ロス削減・ごみ減量化推進事業	市	
美化運動・環境保全活動推進事業	市	
再資源化・リサイクル推進事業	市	
し尿中継貯留槽整備事業	市	
し尿中継貯留槽土地貸借事業	市	
し尿・浄化槽汚泥運搬事業	市	
浄化槽推進協議会事業	市	
し尿臨時汲み取り助成事業	市	
浄化槽設置整備補助金事業	国・県・市	

	宅地耐震化推進事業	市	
	中間処理施設運営事業	市	
	リサイクル施設運営事業	市	
	ふれあい収集事業	市	
	一般廃棄物収集運搬事業	市	
	廃棄物収集広報啓発事業	市	
	ごみ処理問題調査研究・計画立案事業	市	
	市営住宅集約化計画策定事業	市	
	公営住宅整備計画策定事業	市	
	国土強靱化地域計画策定事業	市	
	地籍調査事業	市	
	建築物耐震対策緊急促進事業	市	
	防犯灯整備補助金	市	
	防犯カメラ設置補助金	市	
	火葬場建設管理支援事業	市	
	(仮称) 御所市防災市民センター建設 管理支援事業	市	
	最終処分場運営事業	市	
	ごみ出し支援事業	市	
(8) その他	市営墓地再編整備事業	市	
	空き家対策推進事業	市	
	治山・林道事業	市	
	奈良県平成緊急内水対策事業	市	
	流域貯留浸透事業	市	
	ため池防災対策・調査計画事業	市	
	公園施設等整備事業	市	

		周遊公園整備事業	市	
		(仮称) 御所市防災市民センター建設事業	市	
		宅地耐震化推進事業	市	
		避難所誘導灯設置事業	市	
		避難所施設充実化事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野における過疎地域持続的発展計画の考え方としましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、下記のとおり、過疎対策事業を推進して参ります。

- ・火葬場は、令和5年4月1日から稼働開始の新斎場施設に移転後除却し、跡地に市営墓地管理施設及び合葬墓、無縁墓と一体となったモニュメント施設を建設します。
- ・市営住宅は、今後の人口動向や将来的な住宅ニーズを踏まえ、木造や小規模団地の簡易耐火造平屋建の住宅などは、耐震性の課題により、順次施設の廃止を進めます。一方で、中層耐火造の住宅は、今後も継続使用します。
- ・改良住宅は、地域の自立や活力を高めていくことを目的に、将来的なソフト化（市民への譲渡）を検討します。
- ・今後も保有していく施設は、「御所市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安全で快適な住まいを長期にわたり提供していくため、計画的な保全による施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの削減を図ります。
- ・消防団車庫は、地域防災に必要な施設であるため、今後も継続使用します。なお、耐震性のない車庫については、計画的に建替えを進めていきます。
- ・御所市クリーンセンターは、計画的な保全による施設の長寿命化を進めます。
- ・公園は、「御所市公園施設長寿命化計画」等に基づき、公園施設を「予防保全」するものと「事後保全」するものに区分し、計画的な保全による長寿命化や更新を進めます。
- ・公園施設の更新は、健全度調査等による結果を踏まえ、緊急度などから優先順位を設定した上で、費用の平準化を行い、計画的に進めます。
- ・日常点検を実施し、劣化箇所の早期発見、早期対応に努めます。また、遊具や設備、建築物などの健全度調査を定期的に行い、データの蓄積・分析を行い、計画の改善・見直しを図ります。
- ・公園等の管理運営は、NPOや地元住民など利用者による管理を誘導します。また、運動公園は、コスト削減とサービス向上のため、**客**公民連携手法の導入などを検討します。
- ・公園等の新設は、必要最小限にするとともに、今ある施設の維持管理を十分に進め、質の高い公園にして参ります。

(水道施設)

- ・水道局事務所は、耐震性がなく、安全が確保されていないため、施設の建替えや改修等を検討します。
- ・管路や建築物等は、優先順位の高いものから、耐震化を進めます。
- ・管路の更新は、「御所市水道ビジョン - 2009-」に基づき、重要度や管の材質などから優先順位を設定し、順位の高い管路から計画的に進めます。
- ・日常点検や定期点検を実施し、劣化箇所の早期発見、早期対応に努めます。また、これらのデータの蓄積・分析を行い、計画の改善・見直しを図ります。
- ・上水道は、広域化や民間委託など、管理運営コスト削減とサービス向上を図るとともに、財源の確保に努め、経営の健全化を進めます。
- ・奈良県広域水道企業団設立にむけ、本市は令和3年1月に「水道事業等の統合に向けた覚書」を締結しました。令和6年度の奈良県広域水道企業団設立を目指し、関係団体とともに具体的な協議・検討を進めています。

(下水処理施設)

- ・管路やポンプ場は、「事後保全」から「予防保全」へ保全の方法を転換し、計画的な保全による長寿命化を図ります。
- ・管路の更新は、調査・点検結果に基づき優先順位を設定し、順位の高い管路から計画的に進めます。
- ・日常点検や定期点検を実施し、劣化箇所の早期発見、早期対応に努めます。
- ・管路等の新設は、市民の利便性の向上のため、今後も必要になることから、財政状況や整備効果を十分に踏まえて、拠点市街地を優先的に整備するなど、計画的に進めます。ただし、公共下水道整備区域等は、将来の必要性を検討し、適宜見直します。
- ・公共施設の再編に取り組み、施設総量の縮減を進めていくため、新たな市民ニーズに対しては、むやみに施設を新設するのではなく、既存公共施設や民間施設の有効活用を図っていくこととし、新設が必要な場合は、数値目標や長期的な財政状況を踏まえるとともに、多数の機能をもつ複合施設にするなど、全庁的な観点から施設の最適化に努めます。公共施設を新設・更新の際は、民間事業者の技術やノウハウ等を活用するPFI手法など、最も効率的・効果的な手法を検討します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者保健、福祉

本市の65歳以上の高齢者数は10,144人（令和3年4月末）であり、高齢化率は40.8%です。昭和60年には13.9%、平成7年には18.7%、平成17年には26.9%と急上昇しています。昭和50年から死亡数が出生数を上回っており、また、転入者に対して転出者が上回るなど、少子高齢化による自然減に加え、社会的な人口流出が複合して、人口減に拍車をかけていると推測されます。全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、本市の少子高齢化、人口減少は奈良県平均より早く進んでいくと予想されており、また、核家族化でひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯も増加し、寝たきりや認知症等で介護が必要になるなど、社会的な支援を必要とする高齢者がますます増えることが予測されます。さらに心身機能の低下による生活破壊、虐待、住環境の劣化など、高齢者の生活が危ぶまれる事態の発生も懸念されています。

このような中で、人生100年時代の到来を踏まえ、高齢者が自分らしく健康でその有する能力に応じた自立した日常生活を送ることが、高齢者にとっても社会全体にとっても極めて重要です。高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで健やかに暮らしていけるよう相談、支援を充実させるとともに、介護保険事業などを適切に実施することはもとより、高齢者の生活機能の低下を未然に防止する介護予防の推進や孤立化の防止など、医療・介護・生活の支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの充実が必要です。

また、高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会を築くため、地域共生社会の実現を目指し、社会参加による生きがいづくりや健康づくり、住民同士が地域で支えあう体制づくりを推進することが求められています。

高齢者等の保健においては、「自分の健康は自分で守る」という市民全体の取組が重要で、生活習慣病及び本市の年次死亡率1位の悪性新生物であるがんの早期発見早期治療により「健康寿命の延伸」を図る必要があります。しかし、奈良県重点健康指標市町村別特性分析によりますと、本市の健康寿命は、65歳時健康期間が17.38年（県下で30位）と低い状況であります。また、その中で、県の水準を下回り改善が必要な項目として、肺がん・大腸がん検診受診率、糖尿病有病率（50～59歳）、8020達成者率等があり、早急な対策が必要です。

イ 児童その他の保健、福祉

次代を担う子どもたちは社会の大切な宝であります。子どもたちの最善の利益を実現するためには、子どもが社会の一員として尊重されるとともに、保護者が喜びを感じながら子育てができることが重要となっています。

本市は、令和2年3月に「心豊かな子が育ち、子育て支援の輪がひろがるまち」を理念とした「第2期御所市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。子どもたちが健やかに成長することができる環境を整備することは、社会全体の大きな責務であるという認識のもと「子どもの

最善の利益の実現」を第一に考え、地域社会全体で子育てを支える環境を整備し、誰もが安心して子どもを産み育てることができるまちを目指し、子どもや子育て家庭への支援に関する施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、近年の核家族化の進行や両親の共働き、近隣関係の希薄化等から、育児に対する負担感の増加や育児の孤立化が問題視されており、地域住民、行政、関係団体等が一丸となって、子どもの幸せを第一に考え、子育てしやすい環境づくり及び教育・保育施設の整備等、子育て家庭を支えていく取組がますます重要な課題となり、子育て支援ニーズは増加する傾向にあります。多様化する育児環境の変化に伴い、身近に協力者や相談者がいないことによる不安の強い母親や養育能力が未熟な母親、産後不安定になる母親が増加傾向にあります。このため、具体的な育児についての指導や検診を行う母子保健事業の案内、産後ケア事業、休日夜間診療等についての適切な情報提供を行うことで育児不安の軽減に努め、楽しく安心して育児ができる支援を行っていく必要があります。

ウ 障がい者福祉

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法により、障がい福祉サービスの受給対象者が年々増加しているため、対象者の多様化に対応した、個々の状況に応じたサービスの提供が求められているところです。また、本市においては、少子高齢化により障がい者や介護者の高齢化も進行し、老障介護家庭も増加しています。さらに、市内における雇用や地域活動、自立訓練の場も少ない状況です。そのため、障がい者一人ひとりの生きがいとなる自立した生活を支援し、高齢化に則した施策や障がい者サービスを実施して行くことが必要です。

(2) その対策

ア 高齢者保健、福祉

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の主旨を踏まえ、以下の取組を進めて参ります。

- ・健康づくりや社会参加を通じた介護予防の推進を目指し、高齢者の心身機能の維持向上のために住民主体の通いの場の立ち上げや継続支援を行います。また、各種教室の開催、生きがいづくりの拠点である老人福祉センター、介護予防センター、老人憩の家の施設整備並びに適正な維持管理に努めます。
- ・高齢者が可能な限り居宅において継続して日常生活を営むことができるよう、高齢者福祉サービスの供給体制の確保を図るとともに、要介護状態への移行を未然に防止するための介護予防の取組を強化します。
- ・地域における包括的な支援体制づくりを進め、高齢者が住み慣れた地域の中で、安全安心な生活を継続することができるよう、地域包括支援センター・地域住民・事業者等による地域のネットワークにより、地域全体で高齢者の暮らしを支える体制の強化を図ります。
- ・高齢者がその豊富な知識や経験・技能を活かして生き活きと暮らせるよう、シルバー人材センターなどを活用した高齢者の就労を促進するとともに、老人クラブや友愛活動推進チームなど

への社会参加、地域のすべての高齢者が参加できる場の創出など、生きがいを推進します。

- ・在宅生活を支えるサービスの充実や家族介護者への支援を図り、関係諸団体や地域との連携、施設等への措置、各種サービスの提供等をもって円滑な対応を行います。
- ・自然災害や感染症の影響により高齢者の生活が危ぶまれる事態に対し、高齢者の身体と生命を守る救護的施策を維持充実します。
- ・認知症の初期症状における悪化防止のための支援体制を構築し、認知症の人やその家族・介護者に対する総合的な支援を行います。
- ・認知症などにより判断能力が低下した高齢者の権利や虐待を受けた高齢者の尊厳をこれまで以上に守り、住み慣れた地域で継続して暮らすための支援体制を引き続き推進します。
- ・住み慣れた地域で住みやすい暮らしを支えるため、生活の基盤となる住まいをはじめ、居宅サービスを中心とした介護サービスの整備・充実を進めます。また、NPO、ボランティア、社会福祉法人等の地域機関と連携しながら、介護保険サービスにはない被保険者に対するきめ細かなインフォーマルなサービスの提供体制を構築します。
- ・がん検診受診率の向上に努め、早期発見早期治療に努めます。生活習慣病の予防として、高血圧予防（減塩対策）に重点をおいた健康教室、健康相談の実施、地域に根ざした健康づくり対策として、健康づくり推進員活動の充実と食生活改善推進員活動の支援に重点をおいて事業の推進を図ります。また、年齢に応じた予防接種の接種率向上など疾病予防対策を推進します。

イ 児童その他の保健、福祉

- ・乳幼児健診等の母子保健事業や子育て支援事業の充実を図ります。また、育児不安の軽減、虐待やネグレクト等の早期発見・早期対応のために、乳幼児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を積極的に推進します。
- ・子育て世代包括支援センター事業や産後ケア事業を充実し、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援体制を強化します。
- ・不妊治療の助成を行い、不妊治療中の夫婦の経済的負担の軽減を行います。
- ・子育ての不安や負担を軽減するため、子育て家庭が必要なサービスや支援を必要ときに受けられる体制づくりとともに、子育ての悩みを抱えた保護者が孤立することがないように、相談事業や子育て家庭の交流事業など地域における子育て支援の充実に取り組んで参ります。
- ・すべての子どもが豊かな人間性を育み、自立した社会の一員へ成長することができるよう、子ども一人ひとりの個性を伸ばしながら、自らたくましく育つ力を育む教育環境や保育環境づくりとともに、子どもは地域との関わりで成長するという視点から、市民参加の子育て支援の充実に取り組んで参ります。
- ・働きながら安心して子どもを産み育てることができるよう、男女がともに育児休業等を取得しやすい職場づくりや多様な働き方の普及など、仕事と子育ての両立に向けた労働環境の整備とともに、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に取り組んで参ります。

- ・子どもとその親の心身の健康を維持・増進することができるよう、妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目のない支援を行う体制づくりをはじめ、思春期における心とからだの問題への対応、食を通じた心身の健全育成などに取り組んで参ります。
- ・子どもや子育て家庭が快適に日常生活を送ることができるよう、施設等のハード面の整備とともに、地域住民との協働による防犯活動等のソフト面での対策を図り、安心安全な地域環境づくりに取り組んで参ります。
- ・すべての子どもが幸せに暮らすことができるよう、子育てや子育てに困難を抱える家庭は自ら助けを求めにくいことを踏まえたうえで、虐待などによりケアを必要とする子どもやその保護者への継続的な支援をはじめ、ひとり親家庭に対する生活支援や医療費助成、障がいのある児童に対する福祉サービス等の充実に取り組んで参ります。
- ・中学校修了までの子どもの医療費の助成など、子育て支援施策として、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ・国民健康保険事業においては、特定健診や各種健診の受診率向上に努め、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、健康相談など年齢に応じた健康予防活動を推進し、健康づくりに努め、医療費の適正化などの措置を計画的に推進することにより、国民健康保険事業の運営の安定化を図ります。

ウ 障がい者福祉

障がい者が住み慣れた地域社会で自らの望む生活を送ることができるよう、総合的な障がい者福祉サービスの充実と支援体制、医療費助成など経済的負担の軽減を図り、地域で共に生活できるように生活の質的向上に向けた生活訓練、外出の為の移動支援等、社会参加促進のためのサービスを充実します。

ノーマライゼーションの理念に基づき、商工会や市民団体・ボランティア団体と連携し、障がいのある人もない人も互いに支えあい、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていくための正しい理解や意識づくりなど、障がい者を地域全体で受け入れられる環境づくりを目指します。

(3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所整備事業	市	
		保育所整備支援事業	市	
	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業	市	
		認定こども園整備支援事業	市	
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター その他	老人福祉センター施設整備事業	市	
		介護予防センター施設整備事業	市	
		老人憩の家施設整備事業	市	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健センター整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	シルバー人材センター活動支援事業	市	
		老人クラブ活動支援事業	市	
		長寿者祝品支給事業	市	
		敬老会開催事業	市	
		一般介護予防事業	市	
		予防給付ケアマネジメント事業	市	
		介護事業所指定管理事業	市	
		ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与事業	市	
		高齢者配食サービス事業	市	
家族介護用品支給事業	市			

家族介護教室事業	市	
友愛チーム活動補助事業	市	
認知症総合支援事業	市	
生活支援体制整備事業	市	
在宅医療介護連携推進事業	市	
避難行動支援事業（高齢対策）	市	
集いの場推進事業（高齢対策）	市	
食生活改善推進員支援事業	市	
健康づくり推進事業	市	
健康づくり教室事業	市	
予防接種（集団・個別）事業	市	
健康診査事業	市	
がん検診事業及び受診勧奨推進事業	市	
乳幼児家庭訪問事業	市	
子育て支援教室等事業	市	
乳幼児健診事業	市	
妊婦健診事業	市	
親子ふれあい事業	市	
不妊治療助成事業	市	
チャイルドシート等購入費補助金交付事業	市	
紙おむつ用ごみ袋交付事業	市	
家庭相談業務	市	
虐待防止啓発グッズ購入事業	市	
高等職業訓練費促進給付金	市	
母子生活支援施設入所事業	市	

自立支援教育訓練給付金	市	
放課後児童健全育成事業	市	
子育て短期支援事業	市	
児童栄養管理・アレルギー対応充実化事業	市	
私立保育所運営委託事業	市	
就学前教育充実化事業	市	
多子世帯等保育料軽減事業	市	
地域子育て支援センター事業	市	
延長保育促進事業	市	
家庭支援推進保育事業	市	
障害児保育質向上事業	市	
病児保育事業	市	
保育所地域活動事業	市	
福祉タクシー基本料金助成事業	市	
障害福祉計画策定事業	市	
地域生活支援事業	市	
障害者自立支援給付事業	市	
障害児施設措置事業	市	
精神障害者医療費助成事業	市	
難聴児補聴器助成事業	市	
子ども医療費助成事業	市	
ひとり親家庭等医療費助成事業	市	
心身障害者医療費助成事業	市	
重度心身障害者医療費助成事業	市	
特定健診事業（国民健康保険）	市	

特定保健指導事業（国民健康保険）	市	
人間ドック事業（国民健康保険）	市	
脳ドック事業（国民健康保険）	市	
産後ケア事業	市	
子育て世代包括支援センター事業	市	
在宅生活支援担い手養成事業	市	
緊急医療情報キット配布事業	市	
軽度生活援助事業	市	
ひとり暮らし高齢者乳酸菌飲料等配付事業	市	
自動車誤発進防止装置設置費助成金交付事業	市	
特殊詐欺等防止対策機器購入費助成金事業	市	
総合相談支援事業	市	
相談支援資質向上事業	市	
地域ケア会議充実事業	市	
防災・感染症対策事業	市	
高齢者虐待防止と権利擁護事業	市	
高齢者の安心な住まい確保支援事業	市	
介護保険制度情報提供充実事業	市	
介護サービス質向上推進事業	市	
介護給付適正化事業	市	
子ども食堂応援補助金事業	市	
子ども2人乗り自転車購入費補助金事業	市	
御所市認定こども園整備基本計画策定事業	市	
保育所整備支援事業	市	
児童家庭相談システム整備事業	市	

		重層的支援体制整備事業	市	
		地域福祉計画策定事業	市	
		自動車改造費助成事業	市	
		自立支援協議会事業	市	
		地域生活支援拠点整備事業	市	
		小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付事業	市	
		高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業	市	
	(9) その他	学童保育施設整備事業	市	
		介護サービスの提供体制充実事業	市	
		介護サービス質向上推進事業	市	
		先進的事業整備計画関連事業	市	
		福祉関係施設整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野における過疎地域持続的発展計画の考え方としましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、下記のとおり、過疎対策事業を推進して参ります。

- ・福祉関係施設は、使用貸借先とも協議しながら、施設の老朽化への対応等を検討し、別施設への機能移転を含め、機能の維持を検討します。
- ・その他の福祉施設は、高齢者や子どもなど、市民の福祉や健康増進のために必要な施設として、今後も継続使用します。ただし、貸室等の機能を見直し、施設の多機能化など、更なる有効活用を検討するとともに、計画的な保全による施設の長寿命化を進めます。また、公民連携による効率的な管理運営を検討します。
- ・老人憩の家は、施設利用者のニーズなどを踏まえ、市が保有する必要性を十分検討し、効率的な管理運営方法や施設のソフト化（自治会への譲渡）、集会所への機能移転を検討します。機能移転後の空き家は再利用方法も検討し、利用用途がないものは除却します。
- ・幼稚園や保育所、幼児園は、今後の児童数の動向を踏まえ、次代を担う子どもたちが質の高い教育・保育を受けることができるよう、二園構想に向けた施設の再編を進めます。
- ・学童保育所は、今後の児童数の動向や地域での機能の必要性を踏まえ、学校規模適正化に向けた再編と連動した施設のあり方を検討します。
- ・子育て支援施設のうち現在休止している施設や、再編に伴い未活用となる施設は、廃止・除却

だけでなく、別機能への用途変更や賃付・売却等も検討します。

- ・公共施設の再編に取り組み、施設総量の縮減を進めていくため、新たな市民ニーズに対しては、むやみに施設を新設するのではなく、既存公共施設や民間施設の有効活用を図っていくこととし、新設が必要な場合は、数値目標や長期的な財政状況を踏まえるとともに、多数の機能をもつ複合施設にするなど、全庁的な観点から施設の最適化に努めます。公共施設を新設・更新する際は、民間事業者の技術やノウハウ等を活用するPFI手法など、最も効率的・効果的な手法を検討します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療機関

市内には、令和3年4月現在、病院2箇所、診療所25箇所、歯科診療所17箇所があり、診療所のうち5箇所は、社会福祉法人の中にある診療所です。診療科目としては、内科を中心とし標榜されていますが、小児科、産科の専門がなく小児科、産科の市外受診については、スムーズな受診方法の周知が必要です。また、生活習慣病の増加など疾病構造の変化に伴い、長期の療養を必要とする患者が増えており、1人当たりの医療費が年々増加傾向にあります。

安心して出産や子育てができる環境を引き続き確保し、高齢化が進む中で、夜間や休日の救急医療体制を維持することが求められています。

(2) その対策

ア 医療機関

夜間・休日・救急の医療需要を踏まえ、御所市医師会、関係市町村、奈良県と連携して、休日応急診療所、南和周辺地区病院群輪番制、小児深夜診療機関、産婦人科一次医療機関を運営、維持し、夜間や休日の応急及び二次救急体制を確保します。

(3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定めます。
事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設	救急医療施設運営事業 (御所市休日応急診療所)	市	
	その他			
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	救急医療施設運営事業 (御所市休日応急診療所)	市	
		救急医療施設運営事業 (※南和周辺地区病院群輪番制)	南和周辺地区病院群 輪番制運営協議会	
		救急医療施設運営事業 (小児深夜診療負担金)	市	
		救急医療施設運営事業 (産婦人科一次医療機関)	奈良県	
	骨髄移植ドナー支援事業	市		

※南和周辺地区病院群輪番制については中和圏域二次救急輪番制（仮称）として今後再編の可能性があります。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野における過疎地域持続的発展計画の考え方としましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、下記のとおり、過疎対策事業を推進して参ります。

- ・いきいきライフセンター（御所市休日応急診療所）は、市民の福祉や健康増進のために必要な施設として、今後も継続使用します。ただし、施設の多機能化など、更なる有効活用を検討するとともに、計画的な保全による施設の長寿命化を進めます。また、公民連携による効率的な管理運営を検討します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本市には、11校の市立小・中学校が設置されていますが、少子化の影響により児童・生徒数は減少を続けています。今後は、次代を担う子どもたちが活力ある学校教育を受けることができるよう学校規模適正化に向けて、新たな学校づくり（統廃合）を推進するとともに、家庭や地域と連携しながら、子どもの教育環境の充実をより一層進め、現在の学校規模、児童・生徒の実態に応じた教育の推進を図る必要があります。また、市の将来を担う子どもを育成するため、御所市らしさを取り入れた特色ある教育により郷土愛の醸成を図り、市民としての意識を育てるシティズンシップ教育を推進する必要があります。

各学校施設について耐震化は完了していますが、老朽化が進んでいる状況にあり、学校規模適正化を進める中で、新しい学校ができるまでの間、施設を維持・補修する必要があります。また、昭和46年に建てられた学校給食センターは、旧式の施設でアレルギーに対する給食の対応が現状では難しい状況にあり、衛生面においてもドライ方式が求められる中、ウェット方式の施設となっています。そのため、安全で安心な学校給食の提供に向けて、新たな学校給食センターの整備が必要であります。

イ 生涯学習

本市では、市民の自主的な学習活動や交流、社会教育活動の拠点の場として、中央公民館及び葛公民館、文化交流センターにおいて、自主的なクラブ活動、サークル及び研修会、各種教室を開催しており、利用者は高齢化の影響もあり、減少傾向にありますが、今後も幅広い層の市民が利用できるように、魅力ある講座や文化事業の企画を行うとともに、生涯学習の拠点となるよう公民館等の活性化に取り組み、文化的教養の高揚と生活文化の向上を図る必要があります。

中央公民館は平成10年に建設された旧御所文化センターを、文化交流センターは平成3年に建設された旧小林解放センターをそれぞれ利用しています。また、葛公民館は平成元年に建設され、開設から30年以上経過しています。これらの施設についてはいずれも経年劣化により老朽化が進んでいるため、社会教育施設長寿命化計画に基づき、順次計画的に改修を図る必要があります。

また、青少年の健全育成を図るための事業として、市の将来を担う子どもたちの感性を育み、協調性を培うため、小中学生を対象としたレクリエーションや青少年チャレンジ講座など、さまざまな体験活動を行っています。さらに青少年の事故・犯罪被害や非行化、孤独化を未然に防止するため広報啓発活動や街頭指導を実施していますが、活動の担い手が年々減少しており、その育成が課題です。

社会教育団体である「青少年を育てる女性のつどい」との連携により、小学生や就学前の児童を対象とした「広がれ輪と和みんなのつどい」を毎年開催していますが、団体の指導者も高齢化

し、参加者も年々減少していることから、事業自体の存続が危惧されています。

文化交流センターに関しては、公共交通のアクセスが不便なため、交通手段は自家用車か市内循環コミュニティバスを利用するほかはなく、そのため駐車場の整備が必要です。

図書館は、平成6年に文化ホールとの複合施設として開設しましたが、人口減少や新刊図書の不足等により利用者は減少傾向にあります。利用者の貸出登録の範囲拡大を行ったり、様々なイベントを企画したりするなど、利用者へのサービス向上に努めています。今後も、図書資料の充実や市民ニーズに応えることができる図書館サービスを提供していくとともに、施設の整備や維持管理を図っていく必要があります。

学校地域パートナーシップ事業では、地域ボランティアやコーディネーターとの協働により学校現場を支え、地域ぐるみで子育てを行っています。コーディネーターが不足しており、人材の確保や育成が必要です。

ウ 市民スポーツ

スポーツ関連施設については、御所市民運動公園（第1・2・3グラウンド）をはじめ、屋外運動場2箇所、テニスコート2箇所、ゲートボール場2箇所などを整備しています。運動公園は第1グラウンドの人工芝化や管理棟・観覧席の改修等、長寿命化に向け一定の成果があげられました。しかし、本市には総合体育館や市民プールなどがなく、また多くの施設で経年劣化による老朽化が進み、市民のスポーツニーズに十分応えきれない状況となっています。今後は、スポーツを通じた健康づくりや豊かな生活、生きがいくりのため、各種スポーツ事業やスポーツ教室の充実を通じて、市民のスポーツ意識の高揚を図り、施設整備によるスポーツ環境の改善を図る必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

屋内運動場については、災害時等の市民の避難施設としての機能も合わせて有していることから、大規模改造を進めるとともに、校舎については、新たな学校づくり（統廃合）を視野に入れた具体的な計画の策定のもとに効率的な児童・生徒の学習環境の整備を進めて参ります。学校給食センターについては、安全面、衛生面に十分配慮しつつ、施設の老朽化等の課題解消に向けて早期建設に取り組みます。

また、現在の学校教育の充実を図るため、学力向上に向けた取組やICT教育の推進、チーム学校としてのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等を進めるとともに地域とともにある学校づくりを推進し、地域を巻き込んだ放課後の学習支援の充実に取り組みます。

さらに、シティズンシップ教育は日本で取り組みが始められてから日が浅く、カリキュラムでも定められていないため、市がシティズンシップ教育のためのテキストを作成することで、学習内容の統一を図ります。

イ 生涯学習

中央公民館、葛公民館、文化交流センターは、地域住民の身近な生涯学習の交流の場であり、時代のニーズに沿ったクオリティーの高い特色ある講座や教室を展開していくことで、公民館等の更なる活性化を推進し、主催事業の教室・講座の習得内容の充実を図り、さらに学習意欲を高めることに努めます。これらの施設は社会教育活動の拠点だけでなく、災害時における避難場所となっていますが、各施設においては経年劣化が進んでおり、また、社会的弱者に配慮しつつ利用者が安全かつ快適に使用できるトイレの改修など、計画的に施設の改修、設備の充実に取り組みます。

青少年の健全育成を図るため、青少年チャレンジ講座をはじめとする、児童・生徒を対象とした体験活動の機会の充実を図っているところですが、これまでのチャレンジ講座やサマーキャンプを通じて、青少年ボランティアリーダーを育成し、今後、ボランティアリーダーの資質の向上もめざし、多くの社会教育団体との連携を取りながら、地域社会の活性化を図り、地域の教育力を高める事業を推進して参ります。さらに、青少年指導員協議会等と連携し、青少年の非行、孤独化を防ぎ、さまざまな事故・犯罪被害に巻き込まれないために街頭指導、環境浄化、広報活動等の強化を図ります。

また、図書館については、蔵書の充実にも努めるとともに、集客力を高めるために各種講演会やイベント等を企画し、利用者の拡充を図り、誰もが利用しやすい図書館づくりに努めます。

社会教育関係者の育成や社会教育関係団体への支援、PTAなどと社会教育活動を共にを行い、地域活動の活性化を図るとともに、青少年の健やかな成長を促すための、多様な体験活動の機会の充実を図ります。

多くの住民が優れた文化・芸術・講演会などに触れることができる機会の創出や芸術・文化活動発表の場としての環境整備を行う必要があるため、文化ホールの設備更新事業を進めてまいります。

ウ 市民スポーツ

多様化した市民のスポーツニーズに応えるため、各種スポーツ事業等の充実を図るとともに、市体育協会やスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等と連携した活動を展開し、健康増進スポーツ施設整備も含めた、誰もが気軽に参加できるスポーツ環境整備に取り組みます。あわせて、御所市民運動公園グラウンドを競技以外のレクリエーションなど、市民の憩いの場として利用幅を広げた事業を推進します。また、平成28年10月に奈良県・橿原市・五條市・葛城市と本市の間で締結したスポーツを通じて地域を活性化するための連携と協力に関する包括協定に基づき、スポーツの国際大会や全国大会の開催、あるいはキャンプ地、スポーツ合宿等の誘致に努め、市民がスポーツに親しめる機会を創出するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

(3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	校舎	小学校施設大規模改造事業 (質的整備・老朽)	市	
			中学校施設大規模改造事業 (質的整備・老朽)	市	
	屋内運動場	小学校屋内運動場大規模改造事業 (老朽)	校内無線LAN整備事業	市	
			中学校屋内運動場大規模改造事業 (老朽)	市	
		屋外運動場	小学校グラウンド整備事業	市	
			中学校グラウンド整備事業	市	
	水泳プール	小学校プール整備事業	市		
		中学校プール整備事業	市		
	給食施設	学校給食施設整備事業	市		
		その他	小学校空調設備設置事業	市	
	中学校空調設備設置事業		市		
	小学校環境整備事業		市		
	中学校環境整備事業		市		
	学校規模適正化推進事業		市		
	ICT教育推進事業(デジタル教科書、 ICT機器等の配置・更新事業)		市		
	(2) 幼稚園		幼稚園整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等		公民館	中央公民館施設整備事業	市

体育施設	葛公民館施設整備事業	市		
	市民運動公園整備事業	市		
	健康増進スポーツ施設建設事業	市		
	市民運動場整備事業	市		
	健民運動場整備事業	市		
	社会体育施設整備事業	市		
	図書館	図書館施設整備事業	市	
	その他	社会教育施設整備事業	市	
		文化交流センター施設整備事業	市	
		文化ホール整備事業	市	
(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	学校規模適正化推進事業	市		
	シンポジウム・ワークショップ開催 事業	市		
	新しい学校づくり創造ワーキング グループ開催事業	市		
	学力向上推進事業	市		
	幼稚園就園奨励事業	市		
	チーム学校推進事業 (スクールカウンセラー、スクール ソーシャルワーカー等派遣事業)	市		
	地域と共にある学校づくり推進事業 (放課後学習支援事業)	市		
	坂本奨学基金活用事業	市		
	葛公民館講座開催事業	市		
	PTA 教育研究事業補助	市		
	青少年を育てるつどい事業推進補助	市		
	おはなしの会事業推進補助	市		
公民館教室開催事業	市			

	文化交流センター教室開催事業	市	
	教育支援活動事業	市	
	青少年チャレンジ講座事業	市	
	青少年体験活動事業	市	
	青少年サマーキャンプ事業	市	
	図書購入事業	市	
	図書館活性化事業	市	
	市民体育祭事業	市	
	金剛葛城山下一周駅伝事業	体育協会 他	
	各種スポーツ教室事業	市	
	スポーツ大会開催事業	市	
	ラグビーフェスティバル	県立高校 他	
	スポーツ振興事業	市	
	統合型校務支援システム整備事業	市	
	ICT 教育推進事業	市	
	青少年センター事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野における過疎地域持続的発展計画の考え方としましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、下記のとおり、過疎対策事業を推進して参ります。

- ・小学校や中学校は、今後の児童・生徒数の動向を踏まえ、次代を担う子どもたちが活力ある学校教育を受けることができるよう、学校規模適正化に向けた施設の再編を検討していきます。
- ・運動公園は、コスト縮減とサービス向上のため、公民連携手法の導入などを検討します。
- ・施設の再編に伴い、未活用となる建物・土地は、地域コミュニティや防災の面も考慮した利活用の方法を検討します。
- ・その他教育施設は、学校規模適正化に向けた再編と連動した施設のあり方を検討します。
- ・文化施設は、市民の文化教養の向上や社会福祉の増進のために必要な施設として、今後も継続使用します。ただし、貸室等の機能を見直し、施設の多機能化など、更なる有効活用を検討するとともに、計画的な保全による施設の長寿命化を進めます。また、公民連携による効率的な

管理運営を検討します。

- ・公民館は、市民の教養や福祉等の向上のために必要な施設として、今後も継続使用します。ただし貸室等の機能を見直し、施設の多機能化など、更なる有効活用を検討するとともに、計画的な保全による施設の長寿命化を進めます。また、公民連携による効率的な管理運営を検討します。
- ・公共施設の再編に取り組み、施設総量の縮減を進めていくため、新たな市民ニーズに対しては、むやみに施設を新設するのではなく、既存公共施設や民間施設の有効活用を図っていくこととし、新設が必要な場合は、数値目標や長期的な財政状況を踏まえるとともに、多数の機能をもつ複合施設にするなど、全庁的な観点から施設の最適化に努めます。公共施設を新設・更新の際は、民間事業者の技術やノウハウ等を活用するPFI手法など、最も効率的・効果的な手法を検討します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 地域コミュニティ

本市は秋津地区、忍海地区、葛城地区、葛地区、御所地区、大正地区、吐田郷地区、掖上地区の8地区119自治会で形成され、密な地域コミュニティとして自治会が維持されてきました。しかし、ライフスタイルの変化や少子高齢化、核家族化が進んだことで、地域の人とコミュニケーションをとる機会が減少し、地域への帰属意識、愛着が希薄化しています。それは自治会未加入者の増加や、高齢化による自治会員の減少などに繋がり、自治組織や地域コミュニティの継続が危ぶまれ、いずれは消滅してしまう自治組織が出てくることが予想されるなど、深刻な問題となっています。

また、高齢化による商店街のシャッター通り化や空き家の増加、農業の後継者不足による耕作放棄地の増加などの問題が、今後ますます増えていくと考えられます。

(2) その対策

ア 地域コミュニティ

自治組織を今後も継続させるためには、地域への愛着・誇りを醸成させることが大切です。そこで自治会活動に支援を行うとともに、地域間の連帯感やコミュニティの場に地域住民が入っていけるような支援を行います。加えて市民団体やNPO法人、地域おこし協力隊、集落支援員等に協力を要請し、地域の掘り起こしや地域コミュニティの再生に繋がる取組を進めます。

また、空き家の有効活用と都市住民との交流の拡大、定住促進による地域の活性化を目的に空き家バンクを運営し、本市に移住・定住していただくための事業を展開して参ります。

(3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定めます。
事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	集会所等整備助成事業	市	
		地域活動活性化推進事業	市	
		地域受入協議会支援事業	市	
		市街化調整区域内区域指定事業	市	
	(3) その他	交流拠点施設整備事業	市	
		地域交流施設整備事業	市	
		JR 御所駅舎整備事業	市	
		JR 掖上駅舎整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野における過疎地域持続的発展計画の考え方としましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、下記のとおり、過疎対策事業を推進して参ります。

- ・集会所は、市営住宅や改良住宅の再編と連動した施設の継続使用や廃止、ソフト化を検討します。
- ・今後設置される御所市交流拠点施設は、市民に地域活動及び交流の場を提供することによって、来訪者と市民の交流促進及び地域活性化を目指します。
- ・公共施設の再編に取り組み、施設総量の縮減を進めていくため、新たな市民ニーズに対しては、むやみに施設を新設するのではなく、既存公共施設や民間施設の有効活用を図っていくこととし、新設が必要な場合は、数値目標や長期的な財政状況を踏まえるとともに、多数の機能をもつ複合施設にするなど、全庁的な観点から施設の最適化に努めます。公共施設を新設・更新する際は、民間事業者の技術やノウハウ等を活用するPFI手法など、最も効率的・効果的な手法を検討します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化・芸術

市文化協会には多くの団体が所属し、中央公民館を活動の拠点として文化・芸術活動が行われています。市美術展覧会や文化協会展では、市文化協会と連携しながら、その開催を担ってきたところでもあります。こうした中、市民の文化・芸術活動へのさらなる参加促進や優れた文化・芸術に触れる機会の拡充などが求められています。

イ 文化財

本市には国、県及び市の指定文化財が数多く存在し、郷土の歴史文化を後世に伝えるためにも、指定文化財をはじめとする文化財の保護に努めています。一方で、未指定の文化財の中には、地域の文化遺産として大変貴重と思われるものの、詳細な調査を経ていないためにその評価を確定できず、指定や選定に至っていない文化財が数多く存在しています。また、指定文化財であっても、遊歩道・ガイダンス施設・その他便益施設の設置など、見学等のための環境整備が進んでいないために、多くの文化財を十分に活用できていない現状があります。

さらに、地域の歴史遺産や文化財に対する市民の関心を高め、理解を深めるための拠点的施設となる歴史資料館の整備が遅れています。市は、デジタルコンテンツの利用など可能な限りの情報発信に努めているものの、市内外の人々が御所市の歴史文化遺産に触れる機会はまだまだ少ないと言わざるを得ません。また、市内外への情報発信についても不十分な状況にあり、課題となっています。

(2) その対策

ア 文化・芸術

文化・芸術は、情操豊かな人間性を培い、私たちの生活を潤すとともに、人生に生きがいを与えるものであることから、文化協会等とも連携・協力しながら、市民の文化・芸術活動への参加を促す取組を推進します。また、市民が文化・芸術に興味をもち、その活動に参加するための啓発として、優れた文化・芸術鑑賞の機会の提供、文化・芸術活動の発表の場の拡充を図って参ります。

イ 文化財

市内には数多くの文化財がありますが、十分な整備には至っておりません。特に、室宮山古墳（国史跡）、巨勢山古墳群（国史跡）、條ウル神古墳などの重要な遺跡が集中する秋津地区については、早急に整備を進め保護するとともに、全国に情報発信し、教育や地域振興に資するための活用を努めます。このほか、伝統的建造物を多く残すまちなみや、市内の旧家などが所蔵する古文書類その他の種々の未指定文化財について、調査、記録、文化財指定を適宜行い、貴重な文化

財の保護に努めます。また、拠点施設としての歴史資料館を整備し、情報発信、イベント開催、普及啓発を行います。

(3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定めます。
事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	條ウル神古墳整備事業	市	
		室宮山古墳整備事業	市	
		歴史資料館整備事業	市	
		伝統的建造物群保存地区整備事業	市	
		巨勢山古墳群整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	市美術展覧会開催	実行委員会	
		国民文化祭・障害者芸術文化祭事業	実行委員会	
		文化協会事業推進補助事業	市	
		文化ホール活性化事業	市	
		女性学級開設委託事業	市	
		文化財啓発事業	市	
		文化財保護事業	市	
		條ウル神古墳調査事業	市	
		室宮山古墳調査事業	市	
		伝統的建造物群保存地区調査事業	市	
		巨勢山古墳群調査事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野における過疎地域持続的発展計画の考え方としましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、下記のとおり、過疎対策事業を推進して参ります。

- ・文化施設は、市民の文化教養の向上や社会福祉の増進のために必要な施設として、今後も継続使用します。ただし、貸室等の機能を見直し、施設の多機能化など、更なる有効活用を検討するとともに、計画的な保全による施設の長寿命化を進めます。また、公民連携による効率的な管理運営を検討します。

- ・文化財事務所は、耐震性こそ有するものの老朽化が進んでいるため、将来的には博物館を建設し、業務を移行します。
- ・公共施設の再編に取り組み、施設総量の縮減を進めていくため、新たな市民ニーズに対しては、むやみに施設を新設するのではなく、既存公共施設や民間施設の有効活用を図っていくこととし、新設が必要な場合は、数値目標や長期的な財政状況を踏まえるとともに、多数の機能をもつ複合施設にするなど、全庁的な観点から施設の最適化に努めます。公共施設を新設・更新の際は、民間事業者の技術やノウハウ等を活用する PFI 手法など、最も効率的・効果的な手法を検討します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

ア 地域循環共生圏モデルの構築

地球温暖化対策は、緊急の課題となっており、化石燃料への依存からバイオマス資源などの新エネルギーを活かした低炭素社会への転換が求められています。そのため、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図る取り組みが必要です。

イ エコカーの導入

2030年以降はガソリン車の販売が中止される予定ですが、現在、市内における電気自動車の充電スポットは民間事業者が設置している1箇所のみとなっていることから、電気自動車中心の社会へと移行するための環境整備が必要です。

ウ 太陽光エネルギー

2012年度に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が開始されて以降、環境意識の高まりや国の再生可能エネルギー推進施策により、太陽光発電設備の設置が全国的に普及しています。また、政府が2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」（脱炭素社会の実現）を目標に掲げたことを受け、本市においても太陽光発電設備の導入拡大がさらに進むことが見込まれます。

再生可能エネルギーの普及は、地球温暖化対策の観点から有効なものと認められますが、事業区域における太陽光発電設備の不適切な設置や、近隣住民への説明不足等によりトラブルとなる事例が見受けられるなど、太陽光発電設備の設置に対する不安や懸念の声が高まっています。

(2) その対策

ア 地域循環共生圏モデルの構築

市内における薪ボイラーの活用を通じた環境循環型によるCO₂削減や、地域課題の解決に取り組み、他地域のモデルとなるような地域の活力が最大限に発揮されることを目的とした「地域循環共生圏」の構築を図ります。

地域の再生可能エネルギーは、災害時に大規模電源が被災した場合に一定のエネルギーを地域へ供給できる可能性もあり、災害に強いまちづくりにもつながることから、地域で再生可能エネルギーを利用するシステムの構築を進めて参ります。

イ エコカーの導入

世界的に取り組まれているSDGsについて、本市でも取り組みを進める必要がありますが、現在公用車にはエコカーの導入実績がないため、公用車として大気汚染物質を排出しない電気自動車や水素自動車の導入を検討します。また、交通の接続拠点となる施設への充電スポットの導入

検討や、民間事業者が充電スポットを設置する際の補助等を検討して参ります。

ウ 太陽光エネルギー

災害時にも電力不足を補うことができるよう、庁舎への太陽光発電設備や蓄電池の設置を検討します。

また、地上設置型の太陽光発電設備の設置及び管理に関する明確なルールを定める「御所市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」を運用することにより、市民の安全な生活と本市の良好な環境を守ります。

(3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	市庁舎等複合施設整備事業	市	
		薪ボイラー利用促進事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー推進事業	市	
		火葬場太陽光発電設備整備事業	市	
	(3) その他	公用車エコカー導入事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野における過疎地域持続的発展計画の考え方としましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、下記のとおり、過疎対策事業を推進して参ります。

- ・市庁舎は、行政事務の拠点となる重要な施設ですが、耐震性がなく、安全が確保されていないため、施設の移転建替えなど、早急に施設のあり方を検討します。再生可能エネルギー導入や省エネルギー機能を持たせることにより、環境に配慮しつつコスト低減が図れる庁舎を目指します。
- ・公共施設の再編に取り組み、施設総量の縮減を進めていくため、新たな市民ニーズに対しては、むやみに施設を新設するのではなく、既存公共施設や民間施設の有効活用を図っていくこととし、新設が必要な場合は、数値目標や長期的な財政状況を踏まえるとともに、多数の機能をもつ複合施設にするなど、全庁的な観点から施設の最適化に努めます。公共施設を新設・更新する際は、民間事業者の技術やノウハウ等を活用する PFI 手法など、最も効率的・効果的な手法を検討します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 行政と市民との協働

本市の社会情勢は、少子高齢化による自然減と進学や就職等の機会での転出による社会減が複合して、人口減少に拍車がかかる一方で、近年の税収入の減少や大型公共事業が今後控えており、財政状況はますます厳しくなっています。また、これまでの行財政改革による職員数の削減や権限移譲等で業務量が増加していることも相まって、住民の満足度の高いまちづくりを実現するためには、行政だけで対応することは困難な状況にあります。このような状況に対応するためには、住民や市民活動団体、事業者などの行政への理解と参加を促すなど、住民と行政が信頼を築きながら、市政やまちづくりに容易に参加できる環境と仕組みを整えた協働のまちづくりが重要となります。

また、未利用地となっている学校の跡地利用については、どのような形で利活用していくかを地域住民の意見を聞きながら、ともに今後のあり方を考えていく必要があります。

イ 人権の尊重

本市は全国水平社発祥の地として非常に重要な歴史を持つところであり、これまでも人権が大切にされる社会の確立を目指し事業を進めてきました。平成10年には、市民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを目指す「御所市人権擁護に関する条例」を制定し、あらゆる差別の撤廃に向けた様々な取組を進めてきました。

また現在では第6次総合計画に掲げる「人権教育・啓発、多文化共生の推進」や「男女共同参画の推進」、御所市人権施策に関する基本計画に基づいて、市民がお互いに個人の尊厳を尊重しあう、「人権のまちづくり」の実現を目指し、取組を進めています。

しかし、市役所への差別的 content の問い合わせやインターネット上での差別書き込みなどに見られる部落差別事象は後を絶ちません。また、女性・子ども・高齢者・障がい者などに対する人権侵害も根強く残っています。近年では「インターネット上での人権侵害」や「LGBTQ に対する差別」、さらに、新型コロナウイルス感染者や医療従事者、またその家族などに対しての「コロナ差別」など、時代や社会の変化により新たな人権問題も生じてきています。

ウ 効率的な行政運営の推進

地方分権の推進により、行政サービスについて地方自治体の担う役割が更に高まってきています。社会経済情勢の変化に的確に対応し、コスト感覚をしっかりと持った行財政運営を行う必要があります。

また、老朽化が進んでいる公共施設が多くあることから、今後一斉に公共施設整備の更新時期を迎えることが予想されます。しかし、その全てに対応することは難しく、財政負担も大きいため、困難を極めています。

特に市庁舎の本館は昭和 36 年建築であることから、老朽化が著しく、耐震性の問題も抱えています。しかしながら、市庁舎は災害対策の拠点としても重要な施設であり、有事の際に市民の生命を守る機能を果たすためにも、早急な対策が必要です。

エ 県・市まちづくり連携事業

本市は中心市街地地区人口の減少、高齢化が急速に進む中、空き家・空き地の発生や商店街の衰退、貴重な町家の喪失など、市の中心市街地としての活力、経済力、魅力が失われつつある状況にあります。

また、本市にある各鉄道駅周辺は、バリアフリーや情報発信機能が十分ではなく、利用者・観光客にとって必ずしも利便性の良いものとはなっていません。特に、本市の公共交通の結節拠点であり市の玄関口となる近鉄御所駅・JR 御所駅は、駅前としての統一感や景観的な魅力に欠けている状況であります。市の玄関口としてふさわしい、駅舎の移設・整備、バスや一般車が利用できる交通駅前広場・環境広場の整備、駅周辺のバリアフリー化を図るなど、利用者のアクセシビリティの向上や駅前の新しい魅力づくりを検討する必要があります。

オ ホームページ更新事業

本市のホームページは平成 28 年度にリニューアルを実施し現在に至っています。当時と比較すると、全国的にスマートフォンの保有割合が大幅に増加しており、スマートフォンやタブレットなど、いつでもどこでもホームページを閲覧できるデバイスに対応したものへ更新することが求められています。

(2) その対策

ア 行政と市民との協働

地域における課題やまちづくりに対する意識の醸成を図り、市民の市政参画の機会をさらに創出します。また、行政が市政参画の機会を創出することで市民自らが活動に参加できる仕組みづくりを進めて参ります。

その他には、未利用地となっている学校の跡地利用については、地域の住民と行政で同じテーブルで議論し、最適な形の利活用方法を検討して参ります。

イ 人権の尊重

- ・御所市人権擁護に関する条例、御所市人権施策に関する基本計画、御所市男女共同参画基本計画、御所市第 6 次総合計画等に基づき、すべての人々の人権が確立される「人権のまちづくり」の実現を図ります。
- ・行政総体として、住民が積極的に学習し、差別撤廃への行動と自己完成に取り組めるよう奨励、促進します。また、行政内の全てのセクションに「人間の尊厳を根底とした、人権の課題がある」という共通認識の確立を図ります。

・人権センターを市の人権の拠点とし、市民意識に基づく啓発の実施、市民への意識改革のための教育などを進め、人権が尊重される社会の実現を図ります。さらに、市民へ参画を呼びかけ、人権教育・人権啓発の推進会議を企画し、市民の意見を活かしたこれからのあり方を検討します。

ウ 効率的な行政運営の推進

効率的な行財政運営を目指すべく、市民の声を反映したまちづくりを行い、市民が主体的にまちづくりに関わる市民協働・官民協働の取り組みを積極的に推進し、市職員の能力向上を図ることで市民・事業者との協働事業を推進できる人材育成を図ります。

公共施設については最適に維持管理・有効活用することで、市民サービスの維持・向上と安定した行財政運営を両立させるための取り組み、すなわち公共施設マネジメントを進めて参ります。市庁舎については、公共施設マネジメントにより、公民連携による他の機能も兼ね備えた複合的な市庁舎のあり方を検討し、整備を進めて参ります。

また、過疎地域の持続的発展のために必要な事業に対して、補助を行うため、基金の積み立てを行います。基金の活用については、計画期間内での有効な活用を図るものとしませんが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の計画期間終了後に基金に残高がある場合は、当該基金の趣旨に沿った施策に活用できるものとしします。

エ 県・市まちづくり連携事業

奈良県と本市の連携協定に基づき、駅前の公共交通へのアクセスや乗継利便性の向上、駅周辺のにぎわいの創出を行い、交流人口増加・地域活性化に繋がる取組を推進して参ります。また、本市の玄関口として誰もが満足できる快適な駅前環境とおもてなしの空間づくりを行うため、県や鉄道事業者と連携を図りつつ、駅舎の移設・整備、近鉄御所駅・JR 御所駅前広場整備、駅周辺のバリアフリー化などを行い、利用者の快適性・利便性の向上や駅前の新しい魅力づくりを行います。さらに、近鉄御所駅と御所まちの間をつなぐ、新地商店街は回遊の動線として集客力が見込まれることから、商店街の新たな利活用方法を検討するとともに、にぎわいづくりに取り組んで参ります。

一方、御所まちは次世代に継承する価値のある貴重な歴史文化資源が数多く残っています。それらを後世に残すための保存のルールづくりと、住民・来訪者がともに魅力を感じるまちづくりを検討して参ります。

オ ホームページ更新事業

今後もさらなるスマートフォンの普及が見込まれるため、様々なデバイスに対応したホームページを導入し、誰にでも分かりやすく、広く興味をもってもらえる情報を市内外へ発信し、本市の持続可能な発展に繋げて参ります。

(3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定めます。

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		旧葛中学校の跡地周辺有効利用事業	市	
		人権センター整備事業	市	
		人権施策推進事業	市	
		市庁舎等複合施設整備事業	市	
		過疎地域振興基金造成事業	市	
		県・市まちづくり連携協定基本計画策定事業	市	
		県・市まちづくり連携協定エリア内整備事業（ハード事業・ソフト事業・個別事業）	市	
		ホームページ更新事業	市	
		用途地域見直し事業	市	
		近鉄御所駅前周辺整備事業	市	
		JR御所駅周辺整備事業	市	
	区画整理事業	市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

この分野における過疎地域持続的発展計画の考え方としましては、公共施設等総合管理計画に基づいて、下記のとおり、過疎対策事業を推進して参ります。

- ・人権センターは、人権教育の拠点となる施設として、今後も継続使用します。ただし、貸室等の機能を見直し、施設の多機能化など、更なる有効活用を検討するとともに、計画的な保全による施設の長寿命化を進めます。また、公民連携による効率的な管理運営を検討します。
- ・市庁舎は、行政事務の拠点となる重要な施設ですが、本館の老朽化が著しく、移転建替えを早期に実現する必要があります。
- ・施設の再編に伴い、未活用となる建物・土地は、地域コミュニティや防災の面も考慮した利活用の方法を検討します。
- ・その他の行政施設は、人権教育や防災などの拠点となる施設として、今後も継続使用します。

ただし、貸室等の機能を見直し、施設の多機能化など、更なる有効活用を検討するとともに、計画的な保全による施設の長寿命化を進めます。また、公民連携による効率的な管理運営を検討します。

- ・近鉄御所駅周辺は、市の玄関口としての空間を創出するとともに、市民や来訪者の利便性の向上のため、計画的な整備を進めます。
- ・公共施設の再編に取り組み、施設総量の縮減を進めていくため、新たな市民ニーズに対しては、むやみに施設を新設するのではなく、既存公共施設や民間施設の有効活用を図っていくこととし、新設が必要な場合は、数値目標や長期的な財政状況を踏まえるとともに、多数の機能をもつ複合施設にするなど、全庁的な観点から施設の最適化に努めます。公共施設を新設・更新する際は、民間事業者の技術やノウハウ等を活用するPFI手法など、最も効率的・効果的な手法を検討します。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	御所市総合戦略策定事業	市	
		空き家相談支援事業	市	
		新婚世帯家賃補助事業	市	
		住宅取得補助事業	市	
		多世代同居補助事業	市	
		三市交流事業	市	
		葛城ふるさと市町村圏基金事業負担金	市	
		地域おこし協力隊事業	市	
		地域おこし企業人事業	市	
		地域プロジェクトマネージャー事業	市	
		集落支援員導入事業	市	
		空き家等再生事業	市	
		移住・定住促進事業	市	
移住・定住対策事業	市			
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	多面的機能支払交付金事業	市	
		中山間地域等直接支払制度補助事業	市	
		経営体育成支援事業	市	
		農産物生産振興促進事業	市・地域農業再生協議会	
		市民農園事業	市	
		総合農政振興事業	市	
		新規就農者確保事業	市	
		経営所得安定対策推進事業	市	

耐震性点検・調査業務	市	
柿産地振興事業	市	
菓用作物生産振興促進事業	市	
ナラ枯れ被害防除事業	市	
有害鳥獣駆除事業	市	
ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画推進事業	市	
奈良県履物振興推進事業	市	
産業振興事業	市	
地場産品展示即売・履物デザイン展開催事業	市	
履物見本市出展事業	市	
葛城山集客イベント事業	市・ 観光協会	
市マスコットキャラクターを活用した市のPR事業	市	
観光施設整備補助事業	市	
観光客誘致強化事業	市	
観光道の整備点検事業	市	
新規観光道開拓事業	観光協会	
参加型・滞在型観光促進事業	市	
観光情報発信事業	市・ 観光協会	
他市町村との共同観光促進事業	市	
郵便名柄館整備事業	市	
はがきの名文コンクール受賞者表彰事業	市	
中小企業資金融資保証料補助	市	
物産販売促進支援事業	市	
工場設置奨励金事業	市	

		商工業経営改善普及事業補助	市	
		御所マルシェ開催事業	市	
		土地改良事業補助金交付事業	市	
		街なみ環境整備事業	市	
		都市活力創出事業	市	
		御所南IC活性化事業	市	
		創業等支援事業	市	
		森林経営事業	市	
		地域振興施設事業	市	
		租税特別措置活用促進事業	市	
		農家民泊支援事業	市	
		観光振興事業	市	
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持 続的発展 特別事業	地域BWAシステム整備事業	市	
		オンライン申請システム整備事業	市	
		A I 搭載システム整備事業	市	
		R P A ツール整備事業	市	
		テレワーク環境整備事業	市	
		電子入札システム整備事業	市	
		全国瞬時警報システム（J -アラート）整備 事業	市	
		セルフレジ整備（キャッシュレス対応）事業	市	
		コンビニ交付（戸籍・各種証明書）事業	市	
		行政キオスク端末整備事業	市	
		順番待ちシステム整備事業	市	
		総合窓口サービス（窓口ワンストップサー ビス）事業	市	

		自治体クラウド事業	市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	路面性状調査 L=74km	市	
		FWD調査一式	市	
		法定外公共物システム補正一式	市	
		交通安全施設管理システム補正一式	市	
		地理情報システム整備事業	市	
		コミュニティバス運行事業	市	
		市内路線バス運行支援事業	市	
		市内公共交通運行改善事業	市	
		御所市都市計画マスタープラン策定事業	市	
		集約都市形成支援事業	市	
		臨時バス運行事業補助金	市	
		JR御所駅乗車券類販売等業務委託	市	
		道路施設点検事業	市	
		土木構造物等点検事業	市	
		御所市バリアフリー基本構想策定事業	市	
		御所市総合交通戦略策定事業	市	
		自転車活用推進計画策定事業	市	
橋梁マネジメントシステム補正一式	市			
道路台帳システム補正一式	市			
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	雨天時浸入水対策計画策定事業 (流域下水道負担軽減等推進事業)	市	
		下水道加入促進事業(接続推進員の設置) (流域下水道負担軽減等推進事業)	市	
		経営戦略策定事業	市	
		ストックマネジメント計画策定事業	市	

ごみ排出用ボックス交付事業	市	
リクエスト収集実施事業	市	
やまと広域環境衛生事務組合負担金	市	
奈良県葛城地区清掃事務組合負担金	市	
避難所誘導看板設置事業	市	
土砂災害等情報伝達検討業務	市	
防災計画策定事業	市	
避難所施設充実化事業	市	
地区防災ハザードマップ作成事業	市	
自治消防団（自主防災組織）育成補助金	市	
新基準消防団活動服調製事業	市	
消防団員安全装備品整備事業	市	
耐震診断・耐震整備補助事業（一般住宅）	市	
アスベスト分析調査事業	市	
住宅新築資金等貸付金回収事業	市	
地域改善向住宅譲渡促進事業	市	
空き家対策推進事業	市	
ため池・防災対策調査計画事業	市	
危険昆虫等対策事業	市	
畜犬登録・狂犬病予防事業	市	
動物愛護活動推進事業	市	
火葬場・葬儀場運営事業	市	
市営墓地運営事業	市	
市内共同墓地整備推進事業	市	
不法投棄防止対策事業	市	

環境測定調査等実施事業	市	
指定有料ごみ袋実施事業	市	
環境問題広報啓発事業	市	
環境問題対策調査研究・計画立案事業	市	
地球温暖化対策推進事業	市	
食品ロス削減・ごみ減量化推進事業	市	
美化運動・環境保全活動推進事業	市	
再資源化・リサイクル推進事業	市	
し尿中継貯留槽整備事業	市	
し尿中継貯留槽土地賃貸借事業	市	
し尿・浄化槽汚泥運搬事業	市	
浄化槽推進協議会事業	市	
し尿臨時汲み取り助成事業	市	
浄化槽設置整備補助金事業	国・県・市	
宅地耐震化推進事業	市	
中間処理施設運営事業	市	
リサイクル施設運営事業	市	
ふれあい収集事業	市	
一般廃棄物収集運搬事業	市	
廃棄物収集広報啓発事業	市	
ごみ処理問題調査研究・計画立案事業	市	
市営住宅集約化計画策定事業	市	
公営住宅整備計画策定事業	市	
国土強靱化地域計画策定事業	市	
地籍調査事業	市	

		建築物耐震対策緊急促進事業	市	
		防犯灯整備補助金	市	
		防犯カメラ設置補助金	市	
		火葬場建設管理支援事業	市	
		(仮称) 御所市防災市民センター建設管理支援事業	市	
		最終処分場運営事業	市	
		ごみ出し支援事業	市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	シルバー人材センター活動支援事業	市	
		老人クラブ活動支援事業	市	
		長寿者祝品支給事業	市	
		敬老会開催事業	市	
		一般介護予防事業	市	
		予防給付ケアマネジメント事業	市	
		介護事業所指定管理事業	市	
		ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与事業	市	
		高齢者配食サービス事業	市	
		家族介護用品支給事業	市	
		家族介護教室事業	市	
		友愛チーム活動補助事業	市	
		認知症総合支援事業	市	
		生活支援体制整備事業	市	
		在宅医療介護連携推進事業	市	
		避難行動支援事業（高齢対策）	市	
		集いの場推進事業（高齢対策）	市	
		食生活改善推進員支援事業	市	

健康づくり推進事業	市	
健康づくり教室事業	市	
予防接種（集団・個別）事業	市	
健康診査事業	市	
がん検診事業及び受診勧奨推進事業	市	
乳幼児家庭訪問事業	市	
子育て支援教室等事業	市	
乳幼児健診事業	市	
妊婦健診事業	市	
親子ふれあい事業	市	
不妊治療助成事業	市	
チャイルドシート等購入費補助金交付事業	市	
紙おむつ用ごみ袋交付事業	市	
家庭相談業務	市	
虐待防止啓発グッズ購入事業	市	
高等職業訓練費促進給付金	市	
母子生活支援施設入所事業	市	
自立支援教育訓練給付金	市	
放課後児童健全育成事業	市	
子育て短期支援事業	市	
児童栄養管理・アレルギー対応充実化事業	市	
私立保育所運営委託事業	市	
就学前教育充実化事業	市	
多子世帯等保育料軽減事業	市	
地域子育て支援センター事業	市	

延長保育促進事業	市	
家庭支援推進保育事業	市	
障害児保育質向上事業	市	
病児保育事業	市	
保育所地域活動事業	市	
福祉タクシー基本料金助成事業	市	
障害福祉計画策定事業	市	
地域生活支援事業	市	
障害者自立支援給付事業	市	
障害児施設措置事業	市	
精神障害者医療費助成事業	市	
難聴児補聴器助成事業	市	
子ども医療費助成事業	市	
ひとり親家庭等医療費助成事業	市	
心身障害者医療費助成事業	市	
重度心身障害者医療費助成事業	市	
特定健診事業（国民健康保険）	市	
特定保健指導事業（国民健康保険）	市	
人間ドック事業（国民健康保険）	市	
脳ドック事業（国民健康保険）	市	
産後ケア事業	市	
子育て世代包括支援センター事業	市	
在宅生活支援担い手養成事業	市	
緊急医療情報キット配布事業	市	
軽度生活援助事業	市	

	ひとり暮らし高齢者乳酸菌飲料等配付事業	市	
	自動車誤発進防止装置設置費助成金交付事業	市	
	特殊詐欺等防止対策機器購入費助成金事業	市	
	総合相談支援事業	市	
	相談支援資質向上事業	市	
	地域ケア会議充実事業	市	
	防災・感染症対策事業	市	
	高齢者虐待防止と権利擁護事業	市	
	高齢者の安心な住まい確保支援事業	市	
	介護保険制度情報提供充実事業	市	
	介護サービス質向上推進事業	市	
	介護給付適正化事業	市	
	子ども食堂応援補助金事業	市	
	子ども2人乗り自転車購入費補助金事業	市	
	御所市認定こども園整備基本計画策定事業	市	
	保育所整備支援事業	市	
	児童家庭相談システム整備事業	市	
	重層的支援体制整備事業	市	
	地域福祉計画策定事業	市	
	自動車改造費助成事業	市	
	自立支援協議会事業	市	
	地域生活支援拠点整備事業	市	
	小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付事業	市	
	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業	市	

7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	救急医療施設運営事業 (御所市休日応急診療所)	市	
		救急医療施設運営事業 (※南和周辺地区病院群輪番制)	南和周辺地区病院群輪番制運営協議会	
		救急医療施設運営事業 (小児深夜診療負担金)	市	
		救急医療施設運営事業 (産婦人科一次医療機関)	奈良県	
		骨髄移植ドナー支援事業	市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	学校規模適正化推進事業	市	
		シンポジウム・ワークショップ開催事業	市	
		新しい学校づくり創造ワーキンググループ開催事業	市	
		学力向上推進事業	市	
		幼稚園就園奨励事業	市	
		チーム学校推進事業 (スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等派遣事業)	市	
		地域と共にある学校づくり推進事業 (放課後学習支援事業)	市	
		坂本奨学基金活用事業	市	
		葛公民館講座開催事業	市	
		PTA教育研究事業補助	市	
		青少年を育てるつどい事業推進補助	市	
		おはなしの会事業推進補助	市	
		公民館教室開催事業	市	
		文化交流センター教室開催事業	市	
		教育支援活動事業	市	
青少年チャレンジ講座事業	市			
青少年体験活動事業	市			

		青少年サマーキャンプ事業	市	
		図書購入事業	市	
		図書館活性化事業	市	
		市民体育祭事業	市	
		金剛葛城山下一周駅伝事業	体育協会 他	
		各種スポーツ教室事業	市	
		スポーツ大会開催事業	市	
		ラグビーフェスティバル	県立高校 他	
		スポーツ振興事業	市	
		統合型校務支援システム整備事業	市	
		ICT教育推進事業	市	
		青少年センター事業	市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集会所等整備助成事業	市	
		地域活動活性化推進事業	市	
		地域受入協議会支援事業	市	
		市街化調整区域指定事業	市	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	市美術展覧会開催	実行委員会	
		国民文化祭・障害者芸術文化祭事業	実行委員会	
		文化協会事業推進補助事業	市	
		文化ホール活性化事業	市	
		女性学級開設委託事業	市	
		文化財啓発事業	市	
		文化財保護事業	市	
		條ウル神古墳調査事業	市	
		室宮山古墳調査事業	市	

		伝統的建造物群保存地区調査事業	市	
		巨勢山古墳群調査事業	市	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー推進事業	市	
		火葬場太陽光発電設備整備事業	市	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		旧葛中学校の跡地周辺有効利用事業	市	
		人権センター整備事業	市	
		人権施策推進事業	市	
		市庁舎等複合施設整備事業	市	
		過疎地域振興基金造成事業	市	
		県・市まちづくり連携協定基本計画策定事業	市	
		県・市まちづくり連携協定エリア内整備事業 (ハード事業・ソフト事業・個別事業)	市	
		ホームページ更新事業	市	
		用途地域見直し事業	市	
		近鉄御所駅前周辺整備事業	市	
		JR御所駅周辺整備事業	市	
区画整理事業	市			

※上記の過疎地域持続的発展特別事業は、効果が一過性ではなく、将来にわたって市の活性化や移住・定住の促進等につながるものである。

